

《論 説》

お雇い外国人と法律家

— 人と業績 —

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 主要な法律家
- III 青木周蔵とホルレーベン (Theodor von Holleben)
- IV むすび

I はじめに

(1) 明治初期のお雇い外国人 (Ausländische Angestellten, Foreign Employees) が、わがくにの法制度に与えた影響は大きい。法典の起草、司法制度や国家組織の整備、外交の諮問などに関与して、各種の近代化に貢献したのである。お雇い外国人は、司法関係に限られず、医学、軍制を嚆矢として、産業技術から、理工系の科学、歴史などの人文系の学問分野、美術や文芸、宮廷儀式や作法まで幅広い。数え方にもよるが、お雇い外国人は数千人にもなり、関連する法律家も多数にのぼるから、本稿が立ち入るのは、ごく一部にすぎない。また、すでに著名な者については、あまり立ち入る必要は乏しいであろう。言及するのは、他の者との比較や関連性の確認のためである。

なかでも、ボアソナード (Gustave Emil Boissonade de Fontarabie, 1825.6.7-1910.6.27) は、ごく著名であるので、本稿ではあまり立ち入る必要はないであろう¹⁾。彼は、太政官と民法編纂局の雇いであり、その報酬は、当初月給700

1) ボアソナードについては文献も多いが、とりあえず大久保泰甫・ボワソナード (1998年)。後述の梅溪 (注3参照) にも簡単な記述がある。81頁以下。

円であった(年俸で8400円)。一般に高給であったお雇い外国人の中でも、トップ・クラスであった。契約期間は当初3年の定めで(1880年=明13年から1882年=明15年)、数度の延長の結果、長期の滞りとなった(さらに1882年から1895年まで)。講義や民法編纂のほか、各省の諮問をうけたり顧問をしたことで知られる。つまり、長期の滞在の結果、当初の専門的知識の供与や諮問の範囲を超えて、一般的な顧問の領域に入ったのである。

(2) 商法の起草者であるロエスレルも著名であるが、彼については、ドイツ時代の経歴に特徴があるので若干言及する。また、モッセも、滞り期間が短く、むしろドイツ本国での経歴についてふれる必要がある。法律家のルドルフ(Otto Rudorff)も、滞り期間は短い²⁾が、司法省雇いで裁判所構成法の立案者として、後述する。

ルドルフには、もう1人(Karl Rudolph)がおり、まぎらわしい(さらに、もう1人、スイス人で、Ed. Rudolph もいる)。両者を区別することなく、O.ルドルフと混同されている例もある。このルドルフ(Rudolph)は、テッヒョーと同じく、太政官雇いであり、職務は政府顧問である。年俸7200円(月給600円)であり、1883年(明16年)から3年の契約であった。太政官雇いのお雇い外国人は、各省ごとのお雇い外国人とは異なり、たんに専門的知見というよりは、高度の政策的提言をする地位にあり、その機会も多かった。一般的に給与も高い²⁾。前記のボアソナードは来日後、司法省以外の諮問をうけるなどして、し

2) とくに、1870年に、造幣局長のキンドルは、月給1045円である。類例がないほどの高給であり、明治政府がいかに造幣の問題を重視したかがわかる。また、1873年、工部大学校教頭のダイエルは、660円である。技術者も、一般に高額なことが多いが、前者は破格である。「お雇い外国人・姓名期限・給料職務一覧〔明治5年〕」明治文化全集(1968年)第7巻349頁以下。また、梅溪(注3参照)238頁をも参照(お雇い外国人月給表)。ちなみに、後者には、日本官吏月給表もある。高い方から、三条実美、月給800円、岩倉具視、同600円。大久保利通、同500円である。一般的には、大臣格の参議が500円、次官の大輔が400円、少輔が300円(元老院議員)、大丞が250円、少丞が200円(局長や府県知事)といったところである。

キンドルについては、梅溪・同119頁。キンドルは、前ホンコン造幣局長、イギリス陸軍少佐であり、1870年に来日し、造幣寮の開設と、新貨幣制度の創設に尽力した。

だいに実質的な地位を高めたが、来日時期が遅いほど、多数のお雇い外国人がいたことから、関与する内容も技術的で細分化された。

同じく、初期のお雇い外国人では、フルベッキ (Guido Herman Fridolin Verbeck, 1830.1.23-1898.3.10) が、1869年から政府顧問、法律顧問として、1877年ごろまで、立法や學術の諮問をうけた (1869年に、月給600円)。彼は、オランダ系アメリカ人であり、もともとは宣教師 (オランダ改革派教会) として来日したのである。フルベッキは、その後多数のお雇い外国人が来るまで、あらゆる政策に関与し、多くの献策をした (正院、左院の翻訳顧問、元老院顧問など)。その最大のものが欧米への遣外使節の派遣や軍制、とくに徴兵制、また学制への献策などである。性格は異なるが、江戸時代初めに徳川家康の外交顧問格となったウィリアム・アダムス (William Adams, 1564.9.24-1620.5.16, 三浦按針) を彷彿させる。教師や政策的建議をする方が、宣教師よりもフルベッキの気質にあっていたようである。1877年に、いったん帰国したが、宣教師として再来日し、日本に帰化した。彼については、オランダの国籍を喪失し (母

1875年に帰国した。後注5をも参照。

この間、1872年 (明4年) に公布された新貨条例では、金本位制が採用され、アメリカ・ドル金貨1ドルに相当する一円金貨が本位貨幣に定められた。これは必ずしも机上の理論ではなく、当時の日本の基本通貨は、幕末の金流出を契機として大量に発行された万延二分金であった。この二分金2枚 (4分) の1両でアメリカ・ドルで1ドルとなるからである。そこで、二分金2枚とほぼ同価値になる一円金貨 (純金1.5g) を鑄造し、一円金貨1枚を洋銀 (メキシコ・ドル) 1枚と等価であると定めたのである。銀貨についても、一円銀貨は、アジア間貿易の決済手段であったメキシコ・ドル銀貨や香港銀貨とほぼ同一の品位・重量であった。

お雇い外国人の給与を一般的に分析したものとしては、植村正治著「明治前期お雇い外国人の給与」流通科学大学論集・流通・経営編 第21巻第1号1頁。

ほかに、お雇い外国人については、ユネスコ東アジア文化研究センター編・資料御雇外国人 (1975年) が詳しい。また、Meiji-Portraits (<http://www.meiji-portraits.de>) のHPがある。後者でもっとも参照されているのは、Japan Gazette (Hong List and Japan Directories von 1868 - 1905) と、上記の資料御雇外国人 (ユネスコ東アジア文化研究センター編) である。

国からの長期間の不在を理由とする)、アメリカの市民権取得にも年数が足らず、無国籍の状態であるとの特殊事情があった。1898年に、東京で亡くなった³⁾。ルドルフなどは、その後の時期をうけついで者である。フルベッキのほかにも、長期の滞在者の中には、日本で客死したり帰化した者がいる。

テッヒョー (Herrmann Techow, 1838-) は、太政官雇いで、職務は内閣顧問、年俸7200円、1884年(明17年)から3年の契約であった。もともとプロイセンの裁判官、検察官、行政官であった。来日後、おもに民事訴訟法の草案起草した。上記のモッセ (Isaac Albert Mosse, 1846-1925) も著名人である。シュ

-
- 3) フルベッキについては、梅溪昇・お雇い外国人—明治日本の協役たち (日経新書、1965年、講談社、2007年再版、学術文庫。引用は後者による) (2007年) 72頁。ジュ・ブスケについては、同96頁参照。法律家以外の者については、同書によるところが多い。同一著者による以下の著書がある。梅溪昇・明治前期政治史の研究 (1963年)、同・お雇い外国人の研究 (上・下、2010年)。

フルベッキは、もともと宣教師として来日しているが、気質として、彼にはむしろ教師や顧問のような仕事があったようでもある。オランダ人のつねとして、多国語に堪能で、国内に人材の乏しい明治初期には貴重な人材であった。幕末の長崎の学校では、のちの明治政府の高官となるものが多数学生となった。外国人から外国情報をえた例としては、古くは、織田信長とルイス・フロイス (Luis Frois, 1532-1597.7.8) の例がある。後述するデニソンの場合と同様に、一般に、世界情勢に疎いわがくにの為政者にとっては、外国人の相談役は、適切な外交 (ひいては内政にも) をするさいに大いに役立っている例がみられる。逆に、秀吉のように、外国人を排斥して失敗している例もある。

ブスケについては、ブスケ・日本見聞記 (1977年、野田良之・久野桂一訳) がある。野田良之・解説がある (下 851頁以下)。この本は、翻訳で800頁を超える。これだけの知識をもっていたにもかかわらず、帰国後、日本文化の紹介をしたことがないのは不思議である (野田・856頁は、「稀有な性格」という)。ブスケは、自然法論者と思われているが、「法律というものは、ある土地から他の土地へ移植されるものではない。法律は、すでに生まれている要望に、作り上げられている本能に、一様な一般的習俗に、正確に応えるという条件においてのみ、永続もし効果もあるものなのだ」という (下557-558頁)。自然法論といっても、歴史法学の登場後には、地域的特性をも重視する方向に転じたのである。

タイン (Lorenz von Stein, 1815.11.18-1890.9.23) に心酔した伊藤博文が、同人を招聘しようとしたが、シュタインからは、高齢を理由に断われた。そこで、他の行政法学者の招聘を依頼されたビスマルクが推薦した1人である。ビスマルクの顧問格であったグナイストの弟子であった。

太政官雇いには、ほかにフランス人のジョーダン (Peyton Jaudan, 1831-1896) とイギリス人のコンドル (Josiah Conder, 1852.9.28-1920.6.21) がおり、前者は、1881年から無定期の契約で、月給200円、1884年から250円、職務は外国語往復書信、公文書起草反訳であった。後者は、1884年から3年の契約で、月給400円、建築家である(1877年来日、1920年、東京で死亡。旧海軍省本館や旧宮内省本館、鹿鳴館、古河虎之助邸はその作である)⁴⁾。

(3) 司法省雇いの外国人には、法律家の O. ルドルフのほか、フランス人のアッペール (Georges Appert, 1850-1934)、イギリス人のラヴタル、同カークウッド (William Montague Hammett Kirkwood, 駐日英国公使館の法律顧問から司法省法律顧問) もいた。アッペールは、1879年から1889年の契約で、月給当初200円(更新後は400円)、ラヴタルは、1884年から1888年の契約で、月給300円である。前者の給与が紙幣払いなのに対し、後者は銀貨払いであるなど、区別の理由が(区別の必要性も)あまり明確ではない。もっとも、新しい明治政府、ひいてはその発行する紙幣にも信用のない時代であった⁵⁾。太政官雇いの

4) 外務省外交資料館編「外交資料館所蔵外務省記録総目録戦前前期第1巻」(1992年) 222頁、22資料、および小柳春一郎「オットー・ルドルフ(1845-1922)について」独法73号158頁による。おもに後者による。最高裁判所事務総局編「裁判所百年史(1990)にも、若干の記載がある。74頁以下。

シュタイン(1815-1890)自身は、日本に来なかったが(ウィーンの本公使館付法律顧問として、年俸2000円)、伊藤は、息子のシュタインを招き、彼は、数カ月間、日本に滞在した。モール・後掲書(8(1))171頁(浜離宮のかも猟にも招待されている)。日本では、徳川時代の法律制度を調査したようである。181頁にも、子シュタインが言及されている。

アメリカ人のジョーダンは、外務省顧問であった(モール・後掲書(II 8(1))・173頁)。

5) アッペールについては、手塚豊「司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説」法学研究41巻2号227頁。

外国人は、すべて銀貨で報酬を受領していることからすれば、銀貨払いの方が高等官扱いということであろう。カークウッドは、1885年から1888年の契約で、月給500円である。彼らはいずれも、本省雇いであるが、他方、イギリス人のマアテンなどは、1884年から1887年の契約で、月給紙幣100円で、職務は通訳反訳で、雇用先は横浜始審裁判所である。アッペールは、ボアソナードと同様に、司法省顧問であり、司法省法学校や東京法学校（のち和仏法律学校）の教師もした（1889年帰国）。

(4) ドイツ系のお雇い外国人の推薦にあたっては、当時の駐在ドイツ公使の青木周蔵の役割が大きかったことから、彼と、1885年ごろに、駐日ドイツ公使をしたホルレーベン（Theodor von Holleben、のちワシントン駐在公使）についてふれる（後述Ⅲ）。青木は、ドイツ公使や外務大臣の経験者であるが、ビスマルクの知遇をえて、ドイツ国内に広い人脈を有した。ホルレーベンは、在任中の極東におけるドイツの中立政策を反映して、日本国内に広い人脈を有した。

青木の任期中あるいはその推薦にかかる人事は、おおむね成功している。モッセは、ビスマルク、グナイストの推薦によるが、ロエスレルは、ビスマルクの敵対者であり、採用する日本側に協力的な支持者がいたものと推察される。O.ドルフ、テッヒョーの日本における業績については知られているところである。独逸学協会学校に勤めたミハエリス、E.デルブリュック、F.デルブリュック、ニッポルトは、あまり知られていないが、それぞれ帰国後に、ライヒ首相、ライヒ統計局長官、ラント裁判所長、ザールラント最高裁長官となっている。

不換紙幣の実質的価値は、しばしば名目価格を割ったからである。貨幣制度が安定するのは、キンドル（前注2、Thomas William Kinder）による貨幣改革が行われてからである。彼は、イギリスの軍人であり、もとホンコンの造幣局長でもあった。1870年に来日し（1875年まで）、造幣寮の長官となった。建築工事、機械の設置などハード面のほか、規則や制度などのソフト面の整備も行った。貴金属の自由売買や金銀本位制への提言など、政策への諮問にも答えている。新貨幣を鑄造し、乱発された太政官札と交換し、貨幣を安定させた。梅溪・前掲書（前注3）119頁以下参照。

産業や技術に関連するお雇い外国人は多い。三枝博音、野崎茂、佐々木峻・近代日本産業技術の西欧化（1960年）、前記の Meiji-Portraits (<http://www.meiji-portraits.de>) にも、かなりの人物が網羅されている（前注2）。

政治家との関係については、モールの部分で一部言及したが、おもに別稿において扱う予定である。

(5) お雇い外国人の処遇をめぐる、しばしばその給与が問題となることから、当時の日本人の給与についても、比較しておくことが有益であろう。

低いほうでは、巡査の初任給が、1874年(明7年)に4円、1881年(明14年)に6円、1891年(明24年)に8円、1906年(明39年)に12円、1918年(大7年)に18円である。基本給で月4円は、年額48円である。小学校教員の初任給は、1886年(明19年)に5円、1897年(明30年)に8円、1900年(明33年)に10~13円、1918年(大7年)に12~20円である。月額5円は、年額で60円にすぎない。役人・公務員の初任給は、1894年(明27年)に月額50円、1918年(大7年)に70円である。明治の後半であり、月額50円は、年額で600円である。

総理大臣の年俸は、1886年(明19年)に9600円(年俸)、1910年(明43年)に1万2000円(年俸)、1920年(大9年)に1000円(月俸)である。お雇い外国人の給与は、明治の前半でも、年額7000円から8000円に達するから、総理大臣並みか、それ以上ということになる。ボアソナードの給与は、最後には2万円にも達したから、明らかに総理大臣を上回るのである。各省雇いのお雇い外国人でも、それぞれの省の長である大臣の給与を上回することは珍しくはない⁶⁾。

また、明治時代の大審院長は、司法大臣の監督の下にあったから、その地位は、俸給にも反映されている。司法省高等官任命及俸給令によれば、大臣は年俸6000円であるが、判事検事俸給令によると、大審院長は、年俸5000円である⁷⁾。

6) 週間朝日「値段史年表」(1988年)67頁、91頁、92頁、113頁。

ほかの例では、たとえば、銀行の初任給である。1898年に大卒で月給35円、1910年に40円、1920年に45円、1922年に、やっと50円である(ちなみに、1945年に80円で、戦後のインフレの結果、1950年に3000円となった)。年表51頁。

府県知事は、太政官制の下では、少輔(月俸300円)か大丞(同250円)相当であるから、1905年の東京府知事の年俸は3600円、1920年に6000円であり、1万円を超えたのは、戦後の1947年である。年表148頁参照。

7) 明治宝鑑(1892年、復刻1970年)1989頁、2010頁参照。また、玉乃世履の経歴では、

お雇い外国人の雇用について重要なのは、給与と契約年限であり、被用される外国人にとって来日を決意する最大の要素となることはいうまでもないが、それにとどまらず、とくに前者には、明治政府側の評価が直結している。封建時代の大名は、石高の多寡で家格が決まったことから、維新後も、給与を重要な基準とする思想は容易には克服されない。情報の乏しい時代であり、ときに不均衡な人事も行われているが、大筋として、本国での評価や経験、行うべき業務との関連で、相当なものともみうる場合が多い。逆に、給与側の明治政府から、どのような評価が行われていたかも推察でき、人物に対する有用な資料たりうるのである。

II 主要な法律家

1 モッセ (Isaac Albert Mosse, 1846.10.1-1925.5.31)

モッセは、1846年に、プロイセン東部のポーゼン州の Grätz bei Wollstein で、ユダヤ系の家系に生まれた。父 (Markus) は医師であった (母は、Ulrike) 。その生涯は、ラーバント (Paul Laband, 1838.5.24-1918.3.23) とほぼ同年代である。ポーゼン州の Lissa と Goben のギムナジウムに通い、1865年からベルリン大学で、法律学を学んだ。公法学者のグナイスト (Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist, 1816.8.13-1895.7.22) が師であった。1868年に第一次国家試験に合格し、1870年の普仏戦争に志願兵として参加した。1873年に第二次国家試験に合格し、同年に、裁判官試補となった。

大審院長—司法大輔—大審院長となっているから、大審院長は、司法次官相当の大輔と同格である。

夏目漱石 (1867-1916) が、ロンドン留学時 (1900年から2年) にうけた留学費は、年に 1800 円であった。官費留学生で、留学費年額 180 ポンドである。夏目漱石・文学論 (2007年、上) 14頁「序」。ただし、多額の書籍費を費やしたので、「倫敦に住み暮らした2年は尤も不愉快の2年なり。余は英国紳士の間にあって狼群に伍する1匹のむく犬の如く、あはれなる生活を営みたり」という状態であった (同24頁)。

1875年に、ベルリンの郡 (Kreis) 裁判所の補助裁判官 (Hilfsrichter) となり、1876年に、Spandau の郡裁判所に移り、1879年に、ベルリンの市 (Stadt) 裁判所の裁判官 (区裁判官 Amtsrichter相当)、1886年に、ラント裁判官となった (1886年に、Landrichter に、1888年に、Landgerichtsrat となった)。彼の地位は、当時、プロイセンの法律職では、洗礼をうけないユダヤ人としては最高のものであった。この間、グナイストの推薦によって、日本の調査団 (伊藤博文ら) に、公法の講義をした (1882/83 年)。伊東巳代治 (1857-1934) によるモッセの講義の筆記がある (『莫設氏講義筆記』未定稿⁸⁾)。このころ、Caroline (geb. Meyer) と結婚した。彼女は、ビスマルク帝国では最初のユダヤ系の公証人の娘であった。

その後、日本政府の招聘により、1886年から90年にかけて、3年の契約で、法律顧問であるお雇い外国人となった。お雇い外国人には、すでに、ドイツ人のロエスレル (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-1894、日本に滞在したのは、1878-1893) がおり、ともに、憲法の起草にあたった井上毅 (1844-1895) らを助けた (なお、ボアソナードは、1825-1910、日本に滞在したのは、1873-1895)。公法については、モッセの影響が大きく、ロエスレルは私法が中心であった。モッセも商法には詳しいが、旧商法の草案は1884年にすでに完成していたことから、影響は限定的である (旧商法は1890年成立、1891年に施行予定)。ボアソナードの旧民法の草案は、1888年に完成し、旧民法の財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編と人事編は、1890年4月と10月に公布、1893年施行予定であった。法典論争 (法学士会の意見書は1889年) 時に、モッセの滞在時期はほとんどつきており、意見を残す可能性はあったが、旧商法に対し、モッセがどのような立場をとっていたかは不明である。もっとも、法典論争の本丸が

8) ボアソナード答議 3; モッセ答議・近代日本法制史料集 / 國學院大學日本文化研究所編; 第10 (1988) 600 以下 (67頁以下、これは抜粋である)、ほかにも、618 番までの答議 (215 頁) や、モッセ氏訴訟法草案 (獨逸文)・日本近代立法資料叢書 / 法務大臣官房司法法制調査部監修; 24 (1986年) などがある。

ちなみに、この講義の筆記をみると (これに限らないが)、当時の高官の熱意が感じられる。近時の視察旅行がしばしば政治家の観光旅行となっているのとは異なる。

ボアソナーの起草にかかる草案をもとにした旧民法と旧刑法にあるとすれば、この問題に立ち入る必要性は乏しい。

モッセは、明治憲法の制定に携わったことのほか、日本の条約改正にもかかわった。また、モッセは、日本の市町村制を定め、地方自治制度の基礎を作った。憲法に対する意見は、(軍事) 予算に対する議会の発言権や信教の自由をも重んじるが、おおむね君主主義的である(ビスマルク憲法に忠実)。

1890年に、日本から帰国後に、ケーニヒスベルク高裁で裁判官となった。日本駐在のドイツ公使ホルレーベンの推薦があった。ユダヤ系では、1871年のドイツ帝国(ビスマルク帝国)で最初の(通常任用かつ洗礼をうけていない者の)高裁判事であった。より高い裁判官職を望んだが(高裁部長やベルリン高裁、ライヒ大審院である)、果たさなかった。プロイセンの王権との特別な関係なしにユダヤ系のライヒ大審院判事が出るには、ワイマール共和国の成立を待たねばならない。初代院長の Simson などはいわば政治任用である。1901年には、司法顧問官(Justizrat)の称号をえた。

モッセは、ケーニヒスベルク大学で、民訴法と商法を教えたことから、1903年に名誉学位をえて、1904年に同大学の民訴法と商法の名誉教授の称号をうけた。ユダヤ系として昇進が望めないことから、1907年には、61歳の時に退職し、年金をえて裁判所の職を辞した。ベルリンに帰って、市参事会(Stadttrat)の無給の参事や防火や交通などの地域活動、市の法律顧問をし、またドイツ・ユダヤ人協会の副会長、ベルリン・ユダヤ人協会の理事会の長などを歴任した。モッセの功績は、日本での法整備に関与したことのほか、Litthauerの商法コンメンタールの改定をしたことである(第一次世界大戦中に15版)。ドイツでは商法上の業績の方が著名であった。1925年に、ベルリンで亡くなった⁹⁾。

9) H.Jaeger, Mosse, Albert, NDB 18 (1997), S. 216; Kraus, Die Familie Mosse, deutsch-jüdisches Bürgertum im 19. und 20. Jahrhundert, 1999; Rott, Albert Mosse (1846-1925), deutscher Jude und preußischer Richter, NJW 58 (2005), S.563; Personalien, DJZ 21 (1916), S.973 (70歳の記事), DJZ 30 (1925), S.954 (死亡記事); Albert und Lina Mosse (hrsg.Ishii, Sakai), Fast wie mein eigen Vaterland, Briefe aus Japan 1886-1889, 1995 (本書の解題として、坂井雄吉「モッセ書簡集の刊行によせて」大

2 ロエスレル (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834.12.18-94.12.2)

(1) ロエスレル (あるいはレスラー) は、1834年に、ニュルンベルク近郊の Lauf an der Pegnitz で生まれた。父は、弁護士の Christoph Carl Friedrich Maximilian Roesler (1798-1841)、母は、Sophie Wilhelmine (geb. Nägelsbach) であった。母の兄弟に、古典学者の Karl Friedrich Nägelsbach (1806-1859) がいる。ニュルンベルクのギムナジウムに通い、1852年から、エルランゲン大学とミュンヘン大学で、法律学を学んだ。1856年に、第一次国家試験に合格し、1858年に、第二次国家試験に合格した(優等、Auszeichnung)。1860年に、エルランゲン大学で、学位をえて (Zur Kritik der Lehre vom Arbeitslohn: ein volkswirtschaftlicher Versuch. Erlangen, 1861)、同年(3か月後に)、チュービンゲン大学で、国法学の学位もえた (Interpretation der I. 16 § 1 Dig. pro socio 17, 2 und aus dem kanonischen Rechte c. 18: Quanto personam de jure jurando 2, 24)。1861年に、エルランゲン大学で、ハビリタチオンを取得し (Einfluß der Besteuerung auf den Arbeitslohn)、バルト海沿岸のロシュトック大学で、正教授となった。まだ、27歳であった。のち、17年間ここで勤めた。彼は、バイエルンの出身であるが、プロテスタントであった。しかし、1878

東法学5巻2号261頁参照)。

モッセの兄弟に、ベルリンの出版者 Rudolf Mosse がおり (1843 - 1920)、出版、新聞で大きな影響力を有した。また、娘の Martha Mosse は、プロイセンで最初の女性の警察理事官 (Polizeirätin) となった。W・ゾルフ (Wilhelm Heinrich Solf) は、政治家であるが、ベルリン時代にモッセの教えをうけ、1920-1928年のワイマール時代に駐日大使となった。孫に、1930年代にアメリカに亡命した歴史・政治学者ジョージ・モッセ (George, Lachmann Mosse, 1918-1999) がいる (彼の母方の祖父は、上述の Rudolf Mosse である)。

Schenck, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit, 1997, S.337 にも略歴がある。Cf.W. E. Mosse, A. M., A Jewish Judge in Imperial Germany, Leo Baeck Institute Yearbook 28, 1983, S. 169ff. は、血縁者によるものと思われる。

年に、ルター派からカトリックに改宗したことから（44歳）、所属する教授をルター派正統主義者に限定するロシュトック大学（メクレンブルクの公務員）にとどまることができず、日本のお雇い外国人（外務省および内閣顧問）となり、東京に赴いた（当初5年の契約で、2回延長）。青木周蔵ドイツ公使のあっせんによるものであった。当時、憲法理論から政敵にあたるビスマルクは、彼が日本の外務省顧問に就任することに反対であったといわれる。ドイツからのお雇い外国人には、ビスマルク自身やグナイストなどの推薦によって、ビスマルク系の者が多いことからすれば、ロエスレルは例外に属する。滞日する契約の延長にも、ドイツ国内の情勢が影響していたものであろう。他方、日本では、プロテスタントとカトリックの相違などが問題となることはなかった。

ロエスレルは、1893年まで、日本に留まった。日本では太政官雇い、1878年からの契約で、年俸は、7200円で、1884年からは、1万0800円となった。その間、商法典草案を起草し（*Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan, mit Commentar, 3 Bde., 1884*）、明治憲法の起草にも参加した。伊藤博文、井上毅の助言をして憲法制定に影響を与えた。憲法では、1881年に、プロイセン的な欽定憲法を提案した。1865年ごろのシュタインの行政理論の影響をうけ（Lorenz v. Stein）、階級対立を階級中立的な君主が調整する政治形態を理想とした。日本では、天皇に強大な権力を付与する憲法に具体化した。ただし、彼は、旧憲法1条の神話的表現には反対し、たんに「世襲の君主国」とする提言をなしていた。明治憲法71条の議会の予算審議権についても、モッセと意見を異にする（ビスマルク憲法には反対）。1886年に来日したモッセとは確執を生じた。滞日期間は、15年にもなり、ロシュトック時代に匹敵する。人生の盛りの稼働期間の中ばを費やしたのである。

帰国後、南チロルの Bozen に住んだが、病気になる、わずか1年で、1894年に亡くなった¹⁰⁾。連邦参議院とプロイセンのヘゲモニーを容認するビスマルク

10) Friedrich, Roesler, Carl Friedrich Hermann, NDB 21 (2003), S.742ff.; Klenz, Roesler, Hermann, ADB 53 (1907), S.500ff. Schenck, a.a.O. (前注9), S.339にも略歴がある。

ロエスレルは、公法顧問のアメリカ人スミス の帰国に伴って選ばれた。梅溪・前

憲法に反対する立場を貫き、これに関する著述が遺著となった (Die deutsche Nation und das Preußenthum, 1893)。ドイツでは、国法学者とされる (NDB は、Staatswissenschaftler とする)。彼の関心事からすれば、日本で旧商法が施行されなかったことは、ボアソナードの旧民法ほどの打撃とはならなかったであろう。政治的には、ビスマルクの文化闘争や社会主義者鎮圧法にも反対であったが、帰国してじきに亡くなったので、直接の影響は限定的であったといふべきである。

国民経済学と国法、行政法の著述が多い。分野の異なる商法と国法学を得意分野としたのは、ほぼ同年のラーバント (Paul Laband, 1838.5.24-1918.3.23) と同様である。アダム・スミスの国民経済学に関する論文があり、国民経済学への興味は、のちのエルトマンにもみられる (Paul Oertmann, 1865.7.3-1938.5.22)。

掲書(前注3) 92頁。なぜ青木周蔵が、ロエスレルを推薦したかは不明である。大物とはいえ、ロエスレルは、ビスマルクの対立者だったからである。専門的能力だけが問題であり、宗教やドイツ国内での政治的立場などは問題ではなかったのである。来日時、すでに44歳であり、48歳で来日したボアソナードと同様に、すでに大家の域に達していた。

モッセとロエスレルの関係について、堅田④(後注16)は、モッセは、いわばロエスレルの目付として送り込まれたものとする。彼らの関係は、学問上の師であるグナイストとシュタイン、ひいてはサヴィニーとヘーゲルにまで帰せられるとする(さらに、堅田・後注16の著書256頁は、日本におけるロエスレルとモッセの軋轢は、グナイストとシュタインの代理戦争であったものとする)。日本では、明治憲法64条以下の議会の予算審議権について、予算の不成立時の天皇の裁可(ロエスレル草案)か、71条「帝国議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ」(モッセ)とするかに現れている。ロエスレルと伊藤の相違については、坂本一登・伊藤博文と明治国家形成(1991年、2012年講談社学術文庫) 251頁、314頁。

私見では、日本の為政者は、もっと自由な立場から、お雇い外国人が一国に集中しないようにしたのと同様に、ドイツ人でも、ビスマルク一辺倒となることを避けたのかと思われる。ロエスレルの契約が何回も更新されているのは、その採用がたんなる誤りや見落としの結果ではないことを示している。

Über die Grundlehren der von Adam Smith begründeten Volkswirtschaftstheorie. 2. Aufl., 1871.

Vorlesungen über Volkswirtschaft, 1878.

Lehrbuch des deutschen Verwaltungsrechts, 2 Bde., 1872, 1873.

商法関係では、ロシュトック時代に、Ueber die rechtliche Natur des Vermögens der Handelsgesellschaften nach römischem Rechte, Goldschmidts Zeitschrift für Handelsrecht, 1860/61.

(2) 旧商法は、「商ノ通則」「海商」「破産」の3編で1064条からなり、1890年(明23年)4月26日に公布、施行は、民法とともに、1891年(明24年)1月1日の予定であった。この旧商法は、ロエスレルの手により、実質的内容はドイツ法的であったが、編別はフランス法によっていた。そこで、民法の施行延期論の影響をうけて、数次にわたり施行が延期され、実施が急を要するとされた第1編6章の「会社」、第12章の「手形及ヒ小切手」、第3編の「破産」、会社の第1編2章「商業登記」、第4章「商業帳簿」の部分のみが、1893年(明26年)7月1日から施行された。旧商法は、1898年(明31年)の衆議院の解散時には、施行延期の法律案が間に合わず、7月1日から、短期間全面施行となった。

1899年(明32年)3月9日、現行の商法が公布され、同年6月16日から施行された。「総則」「会社」「商行為」「手形」「海商」の5編689条からなっていた。その結果、旧商法は、第3編の「破産」以外、廃止となった。この「破産」は、1922年(大11年)の破産法の制定まで生き延びた。

商法も、1911年(明44年)に最初の大きな改正が行われ(株式会社制度の濫用の取締り、および海難救助に関する部分など新設)、数字にわたり、大改正が行われた。2005年(平17年)には、会社法が制定され(施行は平18年)、商法の会社の部分は廃止されている。また、1905年(明38年)には、担保付社債信託法が公布、施行されている¹¹⁾。

11) 裁判所百年史(前注4参照)・77頁以下。

3 ルドルフ (Otto Rudorff, 1845.12.9-1922.11.22)

(1) ルドルフは、1845年、ハノーバーの Lauenstein で、法律家の家系に生まれた。ベルリン大学教授の A. ルドルフ (Adolph Friedrich Rudorff, 1803-1873) は、父方の伯父であり、イエーリングの師にあたる。甥の O. ルドルフは、ゲッチンゲン大学とハイデルベルク大学、ベルリン大学で法律学を学び、1867年、Celle の高裁で、第一次国家試験に合格し、1871年、第二次国家試験に合格した。1872年から、ケルン、ボンで司法官となり、同年、Baumholder で、治安判事 (Fridensrichter, 平和裁判官。日本でも、1881年の太政官布告では治安裁判所、1890年の裁判所構成法により区裁判所となった) となり、さらに、デュッセルドルフ、カッセル、ハノーバーなどの区裁判所やラント裁判所の裁判官となった。

1884年に、文部省との契約で、帝国大学の教師として来日した (当初月給 450 円、後に 700 円)。当初は大学でバンデクテンを講じた。1885年、司法省に雇替となった (文部省との契約は解消)。裁判所構成法の立法に関与したのはこの時期である。

1890年に帰国した後には、ハノーバーの Elberfeld (1929年に合併して Wuppertal, ラインラント東部) のラント裁判官となり、1894年に、プロイセンの裁判所を退き、ハンブルクのハンザ高等裁判所の判事となった (Hanseatische Oberlandesgerichtsrat)。この時期は、ドイツでも裁判所構成法の施行後であり、ハンザ高裁といっても、もはや最上級審ではなく (裁判所構成法施行以前は、商事を除いて最上級審)、その資格はたんなる高裁である。1912年に、夫人と死別。1916年に退職し、1922年に亡くなった¹²⁾。

12) ルドルフについては、古くに、司法省調査部「裁判所構成法原案起草者オットー・ルドルフ氏の経歴について」法曹会雑誌18巻7号 (1940年) 101頁がある。詳細な研究として、小柳・前掲論文 (前注4) 73号117頁。

筆者は、前著「法学上の発見と民法」(2016年、以下【法学上の発見】) 263頁において、O. ルドルフと、ベルリン大学の A. ルドルフの関係を不明とした。その後、小柳教授から懇切なご教示をうけた (Acta personalia des Justiz-Ministeriums の資料

ラント裁判官のSchaferとの共著によるDas Reichs=Civilrecht, Die Reichsgesetzgebung über Bürgerliches Recht und Civilprozeß, mit Anmerkungen und Sachregister, 1900がある。これは、ドイツ民法典制定後の特別法の法令集である。ハンディーな法令集であり、1900年当時の特別法を概観するのに現在でも有用である。この時の肩書は、高裁判事(Oberlandesgerichtsrath)である。彼は、ドイツでは、ほとんど知られていない。

(2) ドイツの裁判所構成法(Gerichtsverfassungsgesetz)は、1877年に制定され(1879年施行)、それをモデルとした日本の裁判所構成法は、このルドルフとテッヒョーの手により起草された(1890年=明23年公布)。ドイツの裁判所構成法は1879年施行、日本のそれは1890年の公布である。わずかに10年遅れるにすぎない。裁判所組織の構成においては、大審院の設置は1875年、ドイツのライヒ大審院は、1879年で、わがくに先立つ。当初のわが大審院のモデルは、フランスの破棄院であった。ドイツでは、ライヒ大審院の前身のライヒ上級商事裁判所はあったものの、民事のみを管轄しており、刑事の裁判権は統一されていなかったのである。

日本では、お雇い外国人を利用した結果とはいうものの、急速な制度の整備がいちじるしい。民法典の施行も(1898年)、ドイツ民法典理由書などを参照しているが、わがくに近代化が形式的には追い抜いてしまったのである。もっとも、ドイツ民法典の施行の遅れは、1900年という節目の年を選んで、公布から時間をおいているという特徴にもよっている。

(3) 内容的には、以下の問題がある。形式的な同一性を追求したことから、かえって相違が生じたことである。すなわち、ドイツの裁判所構成法は、基本的にライヒのレベルの裁判所を定める。しかし、連邦制をとるドイツとは異なり、日本は連邦制をとらないことから、両者の差異が無視されている感がある。ドイツでは、連邦レベルの裁判所は、ライヒ大審院のみであり(ほかに、ライヒ直轄領と植民地)、高裁以下の裁判所は、ラント=州の管轄に属する。ライヒ大審院は、上告審ではあっても、ラントの裁判所との間には、司法行政上の上

による)。本文のように、伯父、甥の関係と改める。

下関係はない。監督権がないのは、連邦の権限のない(州の固有事項)ことに由来する。これに対し、日本の裁判制度は、国家の一元的管理の下にある。それにもかかわらず、大審院には、控訴院以下の裁判所に対する管轄権がないとされたことから、大審院の権威は、いちじるしく限定された。相対的に、司法省の権限の肥大を招いた。一面的な外国法の参照の結果といえる。

日本の旧裁判所構成法

「第 135条 司法行政監督権ノ施行ハ左ノ規程ニ依ル

第1 司法大臣ハ各裁判所及各検事局ヲ監督ス

第2 大審院長ハ大審院ヲ監督ス

第3 控訴院長ハ其ノ控訴院及其ノ管轄区域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第4 地方裁判所長ハ其ノ裁判所若ハ其ノ支部及其ノ管轄区域内ノ区裁判所ヲ監督ス

第5 区裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所所属ノ書記及執達吏ヲ監督ス

第6 検事総長ハ其ノ検事局及下級検事局ヲ監督ス

第7 検事長ハ其ノ検事局及其ノ局ノ附置セラレタル控訴院管轄区域内ノ検事局ヲ監督ス

第8 検事正ハ其ノ検事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄区域内ノ検事局ヲ監督ス」

戦前の法の下では、検事総長が下級検事局を監督し、控訴院長が管轄内の下級裁判所を監督するにもかかわらず、大審院長には、控訴院や下級裁判所を監督する権限がなかったのである。戦前の大審院判事は 50 人近くも(1919/41年に47人、戦時中に縮小して37人、1946年に31人)いたから、その地位はそう高くはなく、おそらく全国に9人いた控訴院長や高等法院長の地位の方が高かったであろう(札幌、宮城、東京、大阪、名古屋、広島、長崎、京城、台北。高松は戦後の1947年の設置である)。現在、裁判官俸の最高裁判事が、おおむね高裁長官(高格の事務総長を除き)の経験者からなるのとは異なる。

(4) もう1人のルドルフ(Karl Rudolph, 1841.3.26-1915.5.5)は、1841年に生まれ、1865年から、ケルン大学で法律学を学び、1868年に第一次国家試験、1874

年に第二次国家試験に合格した。その間、1866年と1870年に従軍した。1874年に、シレジアの Oppeln で、試補となった。1875年に、Großstrehlitz で郡長となり、1883年に、政府顧問官となった。

1883年から87年に、日本のお雇い外国人となった。警察制度の確立に功績があったものとされる。帰国後、1887年に、ポーゼンで、政府顧問官。1888年に、ザクセン・アンハルトの Merseburgで、政府顧問官、1893年に、上級政府顧問官となった。同年、西ポンメルンの Köslin で、上級政府顧問官、財務管理官、1897年に、カッセルで、上級政府顧問官、税務管理官となった。1915年に亡くなった¹³⁾。彼と、法律学や司法との関連は、そう強いものではない。

4 ミハエリス (Max Georg Michaelis, 1857.9.8-1936.7.24)

(1) ミハエリス (あるいはミヒャエリス) は、1857年に、シレジアのハイナウ (Haynau) で、官吏や軍人を輩出した家系に生まれた。父 Paul は、区裁判所判事であった。母は、Henritte (フォン・チルシュキー＝ベゲンドルフ)。1862年、父は、フランクフルト (オーデル) に転勤したが、1866年に、コレラで亡くなった (当時、高裁判事)。父をコレラで亡くしたのは、ギールケと同様である (ギールケは、1855年に両親を亡くした)。

ミハエリスは、1876年からブレスラウ、ライプツヒヒとヴェルツブルクの各大学で法律学を学んだ。1884年にゲッチンゲン大学で、Dissertationなしに学位をえて (イエーリングが法学部長であった。Rudolf von Jhering, 1818.8.22-1892.9.17)、1885年から1889年、東京で教えた。

すなわち、日本で独逸学協会学校 (Vereinsschule für deutsche Wissenschaft Tokio) が、政府高官の呼びかけで設置されており、それはドイツの学問の準備機関 (Verein zur Verbreitung deutscher Wissenschaften) となることが目的とされた。ドイツのシステムにあてはめれば、その普通科はギムナジウム、専修科は大学にあてはまる。当時の駐ドイツ公使の青木周蔵もその設立に関わっていた。そこで、青木は法学博士の派遣をドイツ政府に要請した。ミハエ

13) Schenck, a.a.O. (前注9), S.340.

リスが選任されたが(そのあっせんをしたのは、のちのライヒ司法部長のLiscoであった。同人についてはIV(5)参照)、この時、ミハエリスはまだ博士号を持っていなかった。しかし、ゲッティンゲン大学の法学部長であるイエーリングが法学博士を与えるというので現地に向かい、面接だけで博士号が与えられた。これは、イエーリングの代表作「権利のための闘争」(Der Kampf ums Recht)の日本語訳を望んでいたことの見返りとされる。ミハエリスは、来日後、初代校長である西周(1829-1897)の部分翻訳があることを知り、その出版を促した(二代目校長は桂太郎)。翻訳は、「独逸学協会雑誌」に、「甘寝斎主人訳 学士匿令氏権利争闘論」として公刊された。イエーリングにとって、20番目の外国語訳であり、ヨーロッパ以外の言語では最初のものであった。

こうして、ミハエリスが、イエーリングから、論文なしの試験のみで法学博士の資格を取得したことから、当時の法学博士の乱発が述べられる。当時は、試験料が459マルクで、当時の学生下宿の部屋代が1か月12マルクから20マルクだったとされることから、博士の取得には多額の費用がかかったのである¹⁴⁾。ミハエリスの試験料は、青木が負担した。ちなみに、ミハエリスが4年間滞在したときの東京における年俸は1万5000マルク(月額1250マルク)であった(3年の契約に1年延長)。帰路は、中国とインド経由であった。

青木が、どのような経路でイエーリングの情報を入手したかは不明であるが、イエーリングの師はベルリン大学のA.ルドルフ(1829-72、ベルリン大学)であり、ベルリン大学のグナイスト経由の可能性が高い。1816年生まれグナイストは、イエーリングと2年しか異ならない。そして、グナイストは、ビスマルクの懐刀であり、しばしばお雇い外国人のあっせんをしているからである。

ミハエリスは、東京で、独逸学協会学校の教頭や教師となり法律学を講義した。政府の国家試験(実質的に最初の高等文官試験)の試験委員もしている。帰国後、プロイセンの司法官(下積みからの出発であり、給与は、わずか月

14) 潮木守一・ドイツの大学(1992年)197頁以下、202頁以下。もっとも、論文なしで学位をえることは20世紀になってもみられる。たとえば、パーラントも、博士論文なしに、学位をえた。小野・民法の体系と変動(2013年、【体系と変動】)443頁。

210マルクであった。来日前は、ベルリン第2ラント裁判所の検事局の無給職員であった)、ついで内務官僚となり、1909年に財務省次官となった。第一次世界大戦中の1915年にライヒ食糧庁(Reichsgetreidestelle)長官に就任し、小麦やトウモロコシなど穀物管理に当たった。1917年に、プロイセンの食料担当の国務委員(Staatskommissar für Volksernährung)ともなった。

第一次世界大戦中、ライヒ首相のホルベック(Hollweg)の辞任後、1917年7月14日に後任のライヒ首相・プロイセン首相となった。ビスマルク帝国では、最初の平民出の首相であり、皇帝が自由に任命できた最後の首相でもあった。ほぼ3か月、1917年10月31日まで首相の地位にあった。しかし、ライヒ議会の政治家との妥協から参謀本部のヒンデンブルクとルーデンドルフによって、政策遂行能力の不足を理由として解任された。ミハエリスの後任には、高齢のヘルトリング(Hertling)が首相となり、進歩党のバイアーが副首相となった。

解職後、1918年4月1日から1919年3月31日までボンメルンの上級長官となる。ドイツ革命に際し、プロイセンに成立したドイツ社会民主党(SPD)政権によって解任された。ドイツ国家人民党(DNVP)に参加した。1921年に「自伝—国家と人民のために」(Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte)を公刊した。自伝の公刊後、1922年に、再来日した¹⁵⁾。1936年に亡くなった。

(2) 第二帝政(ビスマルク帝国)時代の首相は、初代のビスマルクが¹⁶⁾ 19年間

15) 自伝である Georg Michelis, Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte, 1922. 堅田剛『『独逸協会学校』教師としてのゲオルク・ミヒャエリス(1)』独法64号(2004年)230頁以下。これは自伝の第6章末尾の来日までの経緯と、第7章の日本の大学教師としての時代の翻訳である。また、252頁に、事務官のルドルフ、テヒョウ、裁判官のモッセとルドーフ、参謀将校のメッケルとヴィルデンプルフ、ブランケンブルク、農学、経済、気象学者、工芸家、リースやベルツなどが言及されている。

Becker (hrsg.), Georg Michaelis, Ein preußischer Jurist in Japan der Meiji-Zeit, Briefe, Tagebuchnotizen, Dokumente 1885-1889, 2001. ベッカー編「ゲオルク・ミヒャエリス—ドイツ帝国宰相と独逸学協会学校—」(酒井府ほか訳、2003年)

同名のミハエリス(Karl Michaelis, 1900.12.21-2001.8.14)は、ラーレンツと同期のキール学派の法学者である。拙著・法学上の発見と民法(2016年)72頁。また、18世紀のミハエリスもいる。同74頁参照。

勤めた後は、小物ばかりであった(もっとも、在任期間は、6年から9年でありそう短くはない)。それゆえに、政治経験のないミハエリスに首相の座が回ってきたのである。僥倖であったが、それだけに、短期で解任される原因も伴っていたのである。もっとも、解任されないまでも、1918年のドイツ革命は目前であり、帝政は末期を迎えていた(Wilhelm II, 1859-1941の在位は、1888-1918)。

(歴代のライヒ首相兼プロイセン首相)

- 1 Otto Eduard Leopold von *Bismarck*-Schönhausen 1871-1890 19年
(プロイセン首相は、1862年-1890年。統一後は、ライヒ首相を兼任)
- 2 Georg Leo von Caprivi 1890-1894
- 3 Chlodwig Karl Victor Fürst zu Hohenlohe-Schillingsfürst 1894-1900
- 4 Bernhard Heinrich Karl Martin von Bülow 1900-1909
- 5 Theobald Theodor Friedrich Alfred von Bethmann Hollweg 1909-1917
- 6 *Georg Michaelis* 1917 (7.14-10.24)
- 7 Georg Friedrich Graf von Hertling 1917-1918
- 8 Prinz Maximilian Alexander Friedrich Wilhelm von Baden
1918 (10.3-11.9)

以後は、ドイツ革命により、社会民主党のエベールト(Friedrich Ebert, 1871.2.4-1925.2.28)が政府首班(首相、のち大統領)となった(在任1919年から1925年)。

(3) 上記の独逸学協会(Verein für deutsche Wissenschaften)は、1881年9月18日に、東京で設立された。国策的な機関として、初代総裁には北白川宮能久親王が就任し、1883年には独逸学協会学校が開設された(東京・神田)。独逸学協会の設立には、西周や加藤弘之(1836-1916)などの啓蒙思想家が関与し、ドイツ啓蒙主義を理念とした。さらに、明治政府の多くの政治家(井上毅、桂太郎、青木周蔵、品川弥二郎など)が関与している。学校運営の中心には、長く品川弥二郎(1843-1900、1891年に内務大臣)が係わった。当初は普通科、翌年からは高等教育を行う専修科が設置された。専修科は、大学に相当する。ドイツ人教師を採用し、高度な教育を行った。また、当初宮内省から年額2400円

が下賜され、1885年から内閣機密金から月額2000円、1886年から文部省から年額1万円、1887年からは司法省から年額2万円の補助金をうけ、大蔵省からもうけた(1883年に2400円)。

私立の教育機関としたのは、公的なものに左右されることのないドイツ系の官僚の養成を目ざしたからである(ゲオルク・ミハエリス～ドイツ帝国宰相と独逸学協会学校～(2003年)28頁)。超然内閣の学術版ということもできよう。そこでは、3年制の初等科クラスと3年制の高等科クラス、1年制の専修科では、ドイツ語で授業が行われた。1884年からは、普通科は6学期制で、さらに2年の普通科か、国民経済学と法学に重点をおく3年の専修科となった。専修科の学生は、日本人と外国人の裁判官の混ざった裁判所の最上級職につくことを目的とした(井上馨や大隈重信らの条約改正案は、外国人法官の任用を包含しており、これに対し、ボアソナードが反対論を述べたことが著名である)。

しかし、帝国大学にドイツ法学科とドイツ文学科が設置され、政府の財政難から補助金がカットされたことや(国会開設は1890年)、幹部や歴代の校長が政府高官や著名な学者(初代は西周、2代は桂太郎、3代は加藤弘之)であり、適切な経営者を欠いたことなどから、1895年に専修科は廃止されて、東京帝国大学ドイツ法学科に吸収され、独逸学協会学校の残部は、旧制中学となった¹⁶⁾。お雇い外国人の俸給は高く、補助金なしの運営は困難だったのであ

16) 新宮譲治「独逸学協会学校の研究」(2007年)。ちなみに、国際私法学者の山口弘一(東京商大、学習院教授)も、その第1回卒業生である。189頁、193頁。ほかに、堅田剛「独逸学協会とドイツ法学」比較法史学4号321頁。同「独逸学協会学校専修科」独法40号35頁。

堅田剛教授の一連の研究のうち、①独逸学協会とドイツ法学、②独逸学協会の専修科、③ロesslerと独逸学協会、④ロesslerとモッセ、の諸論文は、堅田・独逸学協会と明治法制(1999年)および獨協学園120年史(2000年)第5章第1節～4節にまとめられている。独逸学協会学校についての記述は、おもに新宮・前掲論文(前注16)、ミハエリス・前掲書(4ミハエリスの(3))、堅田教授とSchcnck(前注9)の論考によっている。

明治初期の法学校や学派の変遷については、長尾龍一「明治法史の悲喜劇」比較法史学会会報4号1頁以下をも参照。

る¹⁷⁾。さらに、高額のお雇い外国人による教育というスタイルがすでに終わりとつつあったのである。

明治憲法は、1889年2月11日に公布、1890年11月29日に施行である。伊藤博文らがヨーロッパに渡り、ドイツ系立憲主義の調査を始めたのは、1882年であり、伊藤は、ベルリン大学のグナイストとウィーン大学のシュタインの意見を訊いた。1880年代が、ドイツ法導入の時期である。この時代に、政治家、とくに藩閥政府と密着しすぎたことが、独逸学協会学校の挫折の原因の1つであろう。長らく自由民権運動、国会開設運動を弾圧してきた藩閥政府の援助を国会開設後にうけることはむずかしい。時代の背景が異なるとはいえ、同じ帝国大学への吸収政策でも、東京高商の甲西事件では、内部の結束と民間の力をえて、文部省の圧力を克服している(前注17参照)。

さらに、帝国大学においても、ただちにドイツ法コースの学生が増加したわけではない(後述7(6)のグラフ参照)。ドイツ法の需要は、なおそう大きくはなかったのである。裁判所では、フランス法の土台が形成されていたから、おもな需要は行政官関係であり、裁判所ほどの必要性があったわけでもないから、増加には時間がかかったのである。本格的に増加するのは、1900年以降である。フランス法コースとの数の逆転が生じたのは、ようやく1904年以降であ

明治政府は、当初お雇い外国人に講義をもたせ、しだいに日本人に転換していった。実定法では比較的早く、梅謙次郎は、1890年にフランスから帰国し、教授となった。ただし、帝大の外国法の教授が日本人に転換したのは、1916年であった。文学部では、夏目漱石が1903年に帰国し、英文科講師となり、1907年に朝日新聞に入社している。

17) レーンホルムのようなお雇い外国人は、帝国大学に雇い換えとなった(彼らは、それ以前の外国人のような高額のお雇いではない)。蔵書などの設備は、1923年の関東大震災で、東大図書館とともに焼失した。

他方、帝国大学への吸収の試みは、ほかにもある。1907年、いわゆる甲西事件において、東京高商の専攻部を商科大学とする案に対し、専攻部を廃止し、東京帝大法科大学内に経済科を設置するとの文部省案(第2次桂内閣)とが対立し、学生の総退学を引き起し、商科大学への昇格は、大正デモクラシー期の1920年まで遅れた。その後、1931年にも、予算削減問題から、商大予科、専門部の廃止に発する籠城事件が起こっている。一橋大学百二十年史(1995年)59頁、108頁。

る。しかも、1902年の日英同盟後は、かえってイギリス法コースの学生数が増加したから、本格的にドイツ法コースの学生が増加するには、第一次世界大戦後を待たなければならない。すなわち、1920年以降である。

また、教師と学生にはドイツへの傾斜のギャップがあり、留学先は、穂積陳重がイギリスからドイツに転じて以来、早くにドイツ化が生じた(鳩山秀夫は、1911/14年、ドイツとフランス)。第一次世界大戦中は、ドイツに入国できない日本の研究者が、多数スイスに滞在していたといわれる(【法学上の発見】(前注12)147頁)。大戦のためにドイツに留学できなかった末弘厳太郎が、アメリカに留学し(1917/20年)、それが、日本の判例研究の方法を代えたことは著名である(1921年=大10年の大審院判決録から大審院判例集への転換。前者の判決は、フランス破毀院の形式である)。

5 デルブリュック (Ernst Delbrück, 1858.6.4-1933.3.30)

(1) お雇い外国人のデルブリュックは、2人いる。

(a) E.デルブリュックは、Bergen/ Rügen で1858年に生まれた。父は、グライフスヴァルトの高裁判事 Berthold であった。チュービンゲン、ライプツヒ、ベルリンの各大学で法律学を学び、1886年に、第二次国家試験に合格し、試補となった。

従兄弟のFelix とともに、1887年に日本のお雇い外国人となり、東京の独逸学協会学校の教師となった。裁判官の Lönholm, Nippold, 国家学と経済学者の Johannes Wernicke, Otto Hering (1859.1.9-1929.4.14, 来日は1885年で、1890年まで留まった。東京では、ドイツ語、ラテン語、歴史、倫理を教えた), Pastor Otto Schmiedel, Paul Ehmann などが同僚であった。当初、ミハエリス(1885-89教頭)の家に同居した。1889年に、契約は満了したが、更新しなかった。原因は、当初の俸給ほど高額でなかったからである。当初の契約の俸給が高価だったのは、政府の顧問としての役割も予定したからである。

帰国後、1891年に、政府顧問官、1904年に、ライヒ内務省で上申官となった。1907年に、Eugenie (geb.Knipping) と結婚した。1912年に、帝国統

計局長官 (Präsident des Kaiserlich Statistischen Reichsamts) となった。1923年に、隠退した。歴史家の Hans Delbrück (1848-1929) や、農学者の Max Delbrück (1830-1919) の兄弟である。第5代のライヒ大審院長のデルブリュック (Heinrich Delbrück, 1855.7.16-1922.7.3) との関係は明らかではない。1933年に、亡くなった¹⁸⁾。

- (b) Felix Delbrück (1859.1.30-1924.1.10) は、1859年に生まれた。父は、医師の Ernst Friedrich Alexander で、衛生顧問官であった。1877年から、ハレ大学とベルリン大学で法律学を学んだ (卒業論文 Der legatus debiti)。1881年に、Naumburg とハレの区裁判所で職についた。その後、Wiesbaden とハレのラント裁判所に勤めた。1886年に、ハレの区裁判所試補となった。

1887年に、従兄弟の Ernst とともに、日本に来て、東京の独逸学協会学校の教師となった。Ernst と同様の理由で契約を更新せず、1889年に、Ernst とともに帰国した (ミハエリスとは異なり、アメリカ経由であった)。

1890年から、ポーゼンの検察庁で働き、1893年に、ハレのラント裁判所付きの検事となった。1904年に、キールのラント裁判所の部長となり、1905年に、副次的に、ハインリッヒ皇子の夫人の法律顧問となった。1911年に、Prenzlau のラント裁判所の所長、1917年に、ベルリンのプロイセン下院議員。1919年に、ゲッチンゲン・ラント裁判所の所長となった。1924年に亡くなった。彼は、Clemens Gottlieb Ernst Delbrück (1856.1.19-1921.12.17, プロイセンの国務大臣、内務次官など。R. Delbrück は、ライヒ首相府の次長 = 実質的にビスマルクにつぐ副首相である) の兄弟である (C. Delbrück については、注20) 参照)¹⁹⁾。

- (c) 両デルブリュックは、1887年に、ミハエリスに続いて就任した。彼らの最初の学生は、1888年の独逸学協会学校専修科の第1回卒業生 (1888年)

18) Schenck, aa.O. (前注9), S.333.なお、モール259頁は、1888年ごろ、「芝公園内弥生町のドイツ法律学校」の試験に参加したとする。これは、独逸学協会学校のことであろう。

19) Ib., S.334.

であり、その中には、のちの大審院判事の栗田松蔵、国際私法の山口弘一（東京商大教授）、津田精吉（陸軍大学教授）、大内丑之助（関東都督府民生長官）、有松英義（内務省警保局長、貴族院議員、枢密顧問官）、猿渡駒之助（行政裁判所評定官）、鹿小木小五郎（台湾総督府通信局長、農商務省公務局長）などがいた²⁰⁾。

ほかにも、著名な卒業生や協力者としては、小山松吉（1869-1948、検事総長、司法大臣）、平田東助（法制局長官、内大臣）・山脇玄（行政裁判所長官）、三瀧信三（東大教授）などがある。この平田東助は、多数の翻訳をしており、同人と山脇玄（司法省）の訳、独乙民法通論（1880年）は、ヴァントシャイトのパンデクテン・テキストの翻訳である。山脇玄・今村研介訳・独逸六法（6巻、1885、1886年）などもある。

独逸学協会学校のお雇い外国人

	独逸学協会学校への就任期間	最終経歴
ミハエリス	1885—89	1917ライヒ首相
E.デルブリュック	1887—89	1912ライヒ統計局長官
F.デルブリュック	1887—89	1919ラント裁判所長
ニッポルト	1889—1892	1920ザール最高裁長官
レーンホルム	1890—	1911 ドイツに帰国せず
専修科1期生	1885—1888	
政府のお雇い外国人		
モッセ	1886—90	1890ケーニヒスベルク高裁判事
ロエスレル	1878—1893	1894死亡
O.ルドルフ	1888—90	1894ハンザ高裁判事
テッヒヨー	1883—1886	1890プロイセン上級行政裁判所判事

20) デルブリュックについて、Ib., S.333f. GND: 135735610 . また、新宮譲治・独逸学協会学校の研究（2007年）85頁以下、90頁、120 頁参照。口絵には、第 1回卒業生と教師の集合写真もある。同時代の他のデルブリュックについては、拙稿・商論83巻4号126 頁。

1885年に、ミハエリスと同時に着任したのは、スピネルであり、担当はドイツ語であった。新宮91頁。これに遅れて、F.デルブリュック、E.デルブリュックの着任は、1887年であった。同76頁。専修科の講義担当は、最初の3年は、ミハエリスと、E.デルブリュック、F.デルブリュック、次の3年は、Schmidt Loenholm(Landgerichtsrat),

(2) モールの自伝によれば、モールの滞日中に(1887-1889)、法律家あるいは経済学者として、モッセ、ルードルフ(法律家のルドルフであろう)のほか、以下の者がいて、各省と内閣で働いていた。

アレキサンダー・フォン・シーボルト(Alexander George Gustav von Siebold, 1846.8.16-1911.1)は、幕末に在日英国公使館の通訳となり、のちに明治政府のお雇い外国人として40年間働いた。井上馨の秘書官などをした。江戸時代に来日したシーボルト(Philipp Franz Balthasar von Siebold, 1796.2.17-1866.10.18)の長男である。なお、次男のHeinrich von Siebold, 1852.7.21-1908.8.11は、オーストリアの通訳や代理公使となった。次男は考古学者でもあり、モースの発見した大森貝塚の発掘などをした。

マエット(Paul Mayet, 1846.5.11-1920.1.9)は、ローザンヌ、ベルリン、ライプツヒヒの各大学で哲学と自然科学を学んだ。1871年から雑誌の編集の携わり、1873年来日、お雇い外国人となり、1894年に帰国し、帝国統計庁に勤めた。

フォン・ヤスマント(Helmuth von Jasmund, 1855.6.2-1918.4.13)は、来日前、ベルリンの外務省の試補であった。1886年来日し、日本の外務省で法律問題を担当した。1888年に帰国した。

また、大学講師としては、ラートゲン、ミハエリス、2人のデルブリュック、ハウスクネヒト(Emil Hausknecht)、ヴァイプレヒト、エッゲルト(Eggert, K.)が活躍していたとする²¹⁾。

Otfried Nippold, Johannes Wernickeの3人であった。同215頁。なお、同学校の1884年の教員給与では、日本人教員が、月俸20円から40円であるのに対し、レーマンは、月俸250円である。同77頁。

興味深いのは、高等文官試験に関する記述であり、平田東助が法制局長官のおりに、ドイツの国家試験(Staatsexamen)にならって法律を制定し、独逸学協会学校の第1回卒業生の試験をしたが、その試験官がミハエリス、モッセ、ロエスレルというドイツ人のお雇い外国人3人であったという点である。同98頁。私立学校の増加と帝国大学でもトコロテン式の卒業が増加したことから、国家試験が不可欠になったのであるが、そのモデルもドイツの国家試験であった。それ以前の明治初期には、私学でも、卒業生の割合は1割程度のこともあったのである(免許皆伝の発想であろう)。

21) モール・後掲書(8(1))28頁参照。

Heinrich Weipert(1856.6.12-1905.4.4)は、ヘッセンのHanauで生まれ、1874年から、

そして、これらの教師やベルツの宿舍は、おもに加賀藩邸跡にあった（モール・後掲書（Ⅱ 8 (1)）260 頁）。そして、当時、外国人向けの住居は限定されており、外国人数も少なかったから、お雇い外国人は、雇い主が政府のどの機関であるかによらず、かなり密に接触する機会があったのである。もっとも、個人的な感情は別であり、ミハエリスは、反ユダヤ的態度から、モッセの到着を喜ばなかったという²²⁾。ただし、モッセは、ドイツ公使のホルレーベンと親しかった（ロエスレルとは対立）。モッセは、グナイストの人脈に連なるからである。

(3) モールが言及した者のうち、ラートゲン (Karl Rathgen, 1856.12.19-1921.11.6) は、1856年に、ワイマールで生まれ、シュトラスブルク、ライプチッヒ、ハレ、ベルリンの各大学で学んだ。1880年に、シュトラスブルク大学で、ドイツにおける市場の発展に関する論文で学位をえた。彼は、歴史家の Barthold Georg Niebuhr (1776.8.27-1831.1.2) の甥であり、国民経済学の Gustav von Schmoller (1838.6.24-1917.6.27) の義弟でもあった。後者は、ラートゲンに日本で働くことを薦めた。

1882年から1885年、文部省のお雇いとなり、契約は3回更新され、1890年に終了した。帝国大学で、公法（国法学）、行政法、統計学などを教えた。農商務省の諮問にも応じている。取引所法（Börsengesetz）の起草にもあたった。木工品、浮世絵、刀剣、その鏝、根付など、1500点以上の日本の文物も収集した（これらは、のちに遺言で、ライプチッヒの Grassi 博物館に寄贈された）。1890年5月にドイツに帰国した。

ライプチッヒ大学とマールブルク大学で法律学を学んだ。1877年に、第一次国家試験に合格し修習生となった。1883年に、第二次国家試験に合格。1883年に、カッセルで弁護士となった。1884年に、イェナ大学で、学位をえた。1886年に、お雇い外国人となり、東京で、ローマ法とドイツ法を教えた。1890年に、東京のドイツ大使館の外交官となる。1900年に、ソウルの領事。1903年に、プラハの領事館で管理職についた。日本の財務問題に関する訴訟にも協力した。妻は、日本人の Sato Kojima である。Schenck, a.a.O.(前注9), S.342.

22) ゲオルク・ミヒャエリス・前掲書（4 (3)）、前注15) 36 頁。

早くに、日本関係の本を出版した。Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt, 1891.

1892年に、ベルリン大学でハビリタチオンを取得し(Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt)、1893年に、マールブルク大学で員外教授、1895年に、正教授となった。1900年から1907年まで、ハイデルベルク大学で、M.ウェーバー(Max Weber, 1864-1920)の代講をし、その後継となった(ウェーバーは、病気のため1903年に辞任)。1913/14年、ニューヨークのコロンビア大学で交換教授として勤務した。1907年に、新設のハンブルクの植民地研究所(Kolonialinstitut)に招聘され、1919年に、それが改組されたハンブルク大学の初代学長となった²³⁾。

日本に関する以下の著作がある。

Die Japaner und ihre wirtschaftliche Entwicklung, 1905.

Staat und Kultur der Japaner, 1907.

Die Japaner in der Weltwirtschaft, 1911.

(4) 法律家のラートゲン(Johann Bernhard Hederich Rathgen, 1802.3.11-1880)は、日本とは関係がない。彼は、シュレスヴィッヒで生まれ、1823年に、国家試験に合格し、1824年に、弁護士となった。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン政府の派遣代表となった。1848年の第1次シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン戦争(1864年のデンマークとプロイセン・オーストリアとの第2次戦争で、係争の地域はドイツに帰属)では、ホルシュタイン政府委員、1849年には、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインのラント議会議員となり、1849/50年には、司法大臣となった。1852年に、ベルリンの宮廷裁判所の裁判官となり、1853年には、ワイマール侯国の大臣参事ほかの任務についた。

多数のシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン法の起草にかかわった。GND: 116337389.

23) ラートゲンについて、GND: 116337427. ラートゲンの本は、デジタル化されており、Bayerische Staatsbibliothek digital (http://reader.digitale-sammlungen.de/de/fs1/object/display/bsb11127111__00006.html) から入手できる。

Entwurf eines Gesetzes betrifft das Verfahren in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten mit Bemerkungen, 1849.

Entwurf eines Gesetzes betrifft die Gerichtsverfassung der Herzogthümer Schleswig und Holstein mit Motiven, 1849.

Entwurf einer Strafprocessordnung für Schleswig-Holstein mit Bemerkungen, 1849.

Militär-Gesetz-Codex für die Schleswig-Holsteinischen Armee, 1849.

以下の2つは、ハンブルクで印刷されている。

Entwurf eines Strafgesetzbuchs für die Herzogthümer Schleswig-Holstein mit Motiven, 1849.

Militär-Strafgesetzbuch, 1850.

6 ニッポルト (Ottfried Nippold, 1864.5.21-1937.7.6)

ニッポルトは、1864年、ドイツ西部ヘッセンの Wiesbaden で生まれた。もともとスウェーデン系の家系であるが、18世紀以後、オランダに定住した。父 Friedrich は、オランダとの国境 Emmerich (Amsterdam 方面からルールに入る最初の駅の都市である) に生まれた。教会史家で、1870年に、ベルン大学の教授となった。一家は、スイスに移住し、子のオトフリートも、スイスでギムナジウムの教育をうけた。父は、1844年、イエナ大学に転じた。

オトフリートは、ベルン、ハレ、チュービンゲン、イエナの各大学で法律学を学び、1886年、イエナ大学で学位をえた。同年、ベルリンの外務省に入り、のちに、法曹に転じて、ワイマールで裁判官となった。1889年、独逸学協会学校に招かれ、来日し、国際法を講じた。ミハエリスの後任であった。1892年に、スイスに戻り、トゥーン、ベルンで弁護士となった。

1905年に、スイスの市民権をえて、同年、ハビリタチオンを取得した。ドイツで生まれて、スイスで市民権をえた法律家としては、ほかに労働法のロートマル (Philipp Lotmar, 1850-1922.5.29) がいる。ニッポルトより、生没年とも15年ほど早い。ロートマルは、1888年に、ベルン大学に招聘された。そして、彼は、34年間、死ぬまでここにとどまった。ニッポルトも、ベルン大学の私講

師をした。帰国後のニッポルトは、ロートマールとベルン大学で時期を同じくしている。

ニッポルトは、1919年に、国際連盟のためのスイス協会を設立し、1920年に、国際連盟の管理下のザールラントで、最高裁長官となった(1934年まで。1935年に住民投票でドイツに復帰)。1934年にスイスに帰国し、1938年、ベルンで亡くなった²⁴⁾。

ザールラントのような狭い地域にまで、わざわざ最高裁を設けるという構造は、中世以来の伝統にもとづくものである(ラントごとに最終裁判権を有する)。ザールラントは、現在でも1高裁(OLG)をもつにすぎないから、控訴事件に高裁相互の齟齬を生じる可能性はない。判例統一という意味では最高裁の必要はなく、必要があっても、高裁の特別部か連合部程度でもたりるからである。ちなみに、第二次世界大戦後は、1956年のザール条約まで、独立の地域となったおりに、独立の高裁が設立された(もとケルン高裁の地域)。

7 ブスケ、レーンホルム、ステルンベルク、テリー

(1) お雇い外国人のブスケには、2人がいる。1人は、軍事、政治顧問のジュ・ブスケ(Du Bousquet)であり、一般にはこちらが著名である。もう1人は、法律家であり、法律の世界ではこちらが著名であり、まぎらわしい。2人のルドルフと同様に、2人のブスケも、混同されている例がある。前者のブスケは長く日本に滞在し、東京で死去したが、法律家のブスケの滞日期間は、4年のみである。2人の縁戚の可能性は低い。ただし、ブスケ招聘の由来は、箕作麟祥を洋行させると翻訳のできる者がいないから、代わりに西洋から法律家を雇ってくるということで、ジュ・ブスケに話をして、同人から「本国にいて遣り」そのあっせんで来たのが、ブスケということになっているので、まったく無関係というわけでもないのである。

24) 中井晶夫「独逸人とスイス人の戦争と平和—ミヒャエーリスとニッポルト—」(1995年)、ニッポルトについては、53頁以下。また、中井晶夫 Das Verhältnis zwischen der Schweiz und Japan : vom Beginn der diplomatischen Beziehungen 1859 bis 1868.

なお、厳密には、ブスケには、もう1人 Julien Sylvain Bousquetもいるが、その詳細は不明である。

(2) ジュ・ブスケ (Albert Charles Du Bousquet, 1837.3.25-1882.6.18)、治部助
A.ブスケは、1837年、ベルギーで生まれた。もとは軍人であり、フランスで、サンシール士官学校を卒業後、少尉となった。1856年のアロー号事件に従軍し、1860年に英仏連合の北京占領軍の一員となった(ヴェルサイユ宮殿をモデルとする円明園を破壊した第2次アヘン戦争、The Second Opium War, the Second Anglo-Chinese War)。1866年に、徳川家茂の要請でナポレオン三世が日本に派遣したフランス軍事顧問団に選ばれた(1867年)。ブリュネ(Jules Brunet, 1838.1.2-1911.8.12、のちフランス陸軍参謀総長)とは異なり、戊辰戦争の1つの箱館戦争には参加しなかった。

幕府の崩壊後も、ジュ・ブスケは日本に留まり、フランス公使館の通訳となった。1870年、兵部省の顧問となった。1870年、伊藤博文、渋沢栄一から富岡製糸場の機械の購入と技師招聘の相談を受け、技師ブリュナ(Paul Brunat, 1840-1908)を推薦した(1872年開業)。ブリュナはリヨンで絹織物関係の仕事をしたことがあり、横浜で日本からフランスに輸入する絹を検査する職にあった。

1871年に、ジュ・ブスケは翻訳官として左院に雇替えされた(この時、月給600円)。この月給は右大臣の岩倉具視と同額であった。以後、左院を承継した元老院で法律の起草の資料を中心に、多数の法律、軍事などのフランスの文書を翻訳し、条約改正交渉にも関与した。

1876年に、日本人の女性田中はなと結婚、6子をもうけた。日本政府との契約が満期完了した後も、フランス領事として日本に留まり、1882年に東京で亡くなった。わずか45歳であった。日本に子孫がいる²⁵⁾。

25) 梅溪・前掲書(前注3)96頁。また、梅溪昇・お雇い外国人〈11〉政治・法制(鹿島出版会、1971年)。同一の著者による2著がある。「明治前期政治史の研究」(1963年)および「お雇い外国人の研究 上・下巻」(2010年)。なお、ジュ・ブスケの曾孫のHPがあり、おもに富岡製糸場の開設に関する記事がある。

ブスケ招聘については、手塚豊「司法省法学校小史(1)」法学研究40巻6号58頁。

(3) 法律家のブスケ (George Hilaire Bousquet, 1846.3.2-1937. 生年については、1843年説もある) は、ジュ・ブスケとは別人である。G.ブスケは、1846年に生まれ、パリで控訴院弁護士をしていた。

1872年2月に、26歳のおりに来日した。司法省明法寮や司法省本省の法学教師となり、法制や法学教育に尽力した。ボアソナードの来日前に司法省の法学校で教えたことから、しばしばボアソナードとの教授法の相違が比較されている(後述)。ボアソナードとの関係は、あまりよくなかったらしい。民法の草案も部分的に作成した。約4年間(3年の契約を1年延長)滞在し、1876年3月に帰国した。ジュ・ブスケと比較し、滞在期間は短期である。彼に代わって、法制の整備に貢献したのが、ボアソナードである(1873年来日)。他の教師リプロールは、ボアソナードと入れ代わりに帰国した²⁶⁾。

司法省法学校の学生であった加太邦憲(1849.7.8-1929.12.4、のちの大阪控訴院長)は、ボアソナードとブスケの教授法の違いについて述べている。ボアソナードは多年本国で教授した大家であることから、教場に、1つの法律書ももたずに素手で来て、前日の講義の末尾を学生に問い、その続きを講じた。蘊蓄が豊富なことから、講じることが簇出し、秩序なく、ときには横道に入り、本道に戻らないこともあった。初学の者には理解しがたく、法律に通じる者に聴かせる方法であったことから、学生は最初困却した。これに反して、ブスケは、若く、学問があまり深くないので、講義もあらかじめ調査し、覚書をつくって

26) 加太邦憲・自歴譜(1931年初出、1982年版)106頁は、リプロールは、フランスのピュイ・ド・ドーム県の豪農で、専門の学識はないが、常識に富み、人となりは宏量で懇篤、学生の心理を解し、一家の見識をもって教授したとする。また、いくぶんか東洋人に類するところがあり、学生を学問に倦まさせず、学問をさせたことから、師弟がよく和合し、一同敬慕していたとする。彼の帰国に際し、学生は、汽車賃がないので、夜間に徒歩で出かけ横浜まで見送ったという。月給250円であった。

アッパールについては、手塚豊「司法省御雇外人アッパールの司法省法学校卒業式演説」法学研究41巻2号99頁、また、ブスケについては、ブスケ・日本見聞記(1977年、野田良之・久野桂一訳)がある。司法省法学校における講義との関係では、手塚・前掲論文(前注25)54頁。

したので、秩序があり、初学の者にも理解しやすかった。もしブスケの1年余の教えがなかったら、とてもボアソナードの講義は、理解できなかった。ブスケに遅れてボアソナードが来日したことは、学生のために幸福であった、というものである²⁷⁾。

加太邦憲は、この司法省雇のブスケのほか、元老院雇の「ヂュ・ブスケー」についても言及している。後者は、滞日期間が長く、日本語と漢学にも堪能であったことから、江藤司法卿が法学校の視察にきたときに通訳もしており、みずからを「治部助」と号していた²⁸⁾。

司法省法学校の関係者の年代比較

	滞日時期		
リプロール	—	1873	
ブスケ	1872	—1876	1890年旧民法の公布
ボアソナード	1873	—	1895
アップール		1879	—1889
司法省法学校1期生*	1868	—1876	1884年文部省に移管

* (井上正一、栗塚省吾、磯部四郎、井上操、木下広次)

(4) レーンホルム (Schmidt Löhnholm) とステルンベルク (Theodor Hermann Sternberg) とは、大学教師である。立法や法律顧問にも係わったロエスレルやモッセと異なり、もっぱら大学教師としてのみ知られる。来日時期が遅く、すでに多くの法律の大綱はできていたからである。

(a) レーンホルム (1854.8.12-) は、1854年、ザクセンの Markneukirchen で生まれた。ライプツヒ大学とハレ大学で法律学を学び、1878年に、第一次国家試験に合格し (成績はgut)、修習生となった。1883年に、第二次国家試験に合格し、補助裁判官、1885年に、地区裁判官 (Distriktrichter)、ついで、ラント地裁判事 (Landgerichtsrat) となった。1890年から1911年まで、日本のお雇い外国人となった。まず、独逸学協会学校の教師、ついで、帝大の教師となった。ここで、21年にわたり、ドイツ法とローマ法を

27) 梅溪・前掲書 (前注3) 82頁。加太・前掲書114頁。

28) 加太・前掲書104頁参照。

教えた。その期間のドイツ法学科の学生数は、900 人を越えた。日本の司法省の諮問もうけた。在日ドイツ人の商人の弁護士もした。

以下の民法の翻訳のほか、商法もドイツ語、英語に翻訳している。日本から帰国後（1913年ごろ）、アメリカ（カナダ説もある）にわたり、そこで死亡した²⁹⁾。

レーンホルムには、日本民法のドイツ語訳、英訳、英文の解説書がある。

Das Bürgerliche Gesetzbuch für Japan, Bd.I (Allg. Teil und Sachenrecht), 1896; Bd II (Schuldrecht).

The Civil Code of Japan, 1906. これらは、条文の翻訳である。

The New Japanese Civil Code, A short explanation of the provisions and of those parts of the new Treaties relating to it, 1896. これは解説書である。

- (b) ステルンベルク (1878.1.5-1950.4.18) は、1878年に、ベルリンで生まれた。ユダヤ系の家系で、父は商人で、母はアメリカ人であった。1896年から、ベルリン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1899年に、ベルリン大学のコーラーの下で学位(Die Begnadigung bei den Naturrechtslehrern, 1899) をえた。1901年、プロイセンで司法研修をし、1905年に、ローザンヌ大学でハピリタチオンを取得した。1908年に、ローザンヌ商科大学で員外教授となったが（なお、フランス陸軍の冤罪事件であるユダヤ人のドレフュス事件で、ゾラの告発が1898年である）、1913年に、帝大の教師として東京に赴いた。お雇い外国人としては遅い来日である。1918年からは東京の私学で働き、1922年から25年教師をし、日本の司法省にも勤めた。1950年に、東京で亡くなった。Bartels-Ishikawa A., Theodor Sternberg, ZRG GA 114 (1997) 398 の追悼文がある。

以下の業績がある。

Allgemeine Rechtslehre, 1904.

Einführung in die Rechtswissenschaft, 2. A., 1912, 3. A., 1922.

29) Schenck, aa.O. (前注9), S.335.

Das Verbrechen in Kultur und Seelenleben der Menschheit, 1911.

Allgemeine Theorie des Sachenrechts : auf der Grundlage des deutschen Systems : Grundriss zu Vorlesungen.(出版年不詳)。同じく、Kirchmann und seine Kritik der Rechtswissenschaft, 1908.

また、Das Rechtssystem, 3. Aufl., Tokyo, 1919は、一橋大学のギールケ文庫所蔵のものであるから、日本で印刷され、いったんドイツに行ったものが、逆に戻ってきたものである。

(5) もっとも、帝国大学の教育はもともとイギリス法系を中心としたから、アメリカ人の教師で著名な者がおり、たとえば、テリー (Henry T.Terry, 1847-1936) がいる。彼は、1847年に、アメリカ・コネチカット州で生まれ、エール大学を卒業し、1872年に弁護士資格を取得し、コネチカット州で弁護士となった。裁判所書記官も勤めたが、1876年に、来日し、東京開成学校に採用された。分析法学の手法を用いた。1884年に、日本での契約が切れ、アメリカに帰国した。ニューヨークで、メトロポリタン法律学校の教師となり、エール大学でも講義を行った。1894年に、再来日し、再度雇用され、1912年まで勤めた³⁰⁾。民

30) 小柳・前掲書134頁。David Smith Terry (1823.3.8-1889.8.14) については、American National Biography, vol.21, 1999, p.461. 帝国大学の変遷については、長尾・前掲論文(前注16)をも参照。

アメリカ人で著名なのは、慶大に赴任したウィグモア (John Henry Wigmore, 1863.3.4-1943.4.20) である。詳細は別稿にゆずるが、彼は、1863年に、カリフォルニア州サンフランシスコで生まれた。ハーバード大学で学び、首席で卒業した。1883年に A.B. を、1884年に A.M. を1887年に LL.B. を取得した。その師は、Thayerである。

ボストンで、2年間弁護士として働いた後、1889年に来日して、慶大でアメリカ法の教授として法学部法律科の開設に尽力した(滞日は3年間)。大学では、比較法や日本法を、とくに江戸時代の法を研究しその成果を著わした(Law and Justice in Tokugawa Japan, 1941 以降)。日本では、これによって著名であるが、本国では証拠法の大家として著名である。

帰国後、1893年に、ノースウェスタン大学法学部に招聘され、1901年から1929年には、法学部長をも務めた。ロースクールでもその発展に貢献した。ノースウェスタン大学に、航空法研究所を創設した(なお、ライト兄弟の動力飛行機は、1903年であった)。航空法の新たな分野を開拓した。1934年に名誉教授となった。1935年に、46年ぶりに、再度日本を訪れ、東大や慶大などで講演を行った。

また、アメリカ大学教員協会の2代目の会長、アメリカ法曹協会の会員、アメリカ

法の翻訳もしている。1世代前の法律家の David Smith Terry (1823.3.8-1889.8.14) との関係は不明である。

東京で出版された Lectures of the English law of torts, 1896 がある。

An elementary treatise on the common law, for the use of students, 1898; 1911, 3rd. ed. これも教科書であろう。1929年版もある。ほかにも、以下の著作がある。

The first principles of law, 1878.(1934 年版がある)

協会国際比較法部会の初代座長をも務めた。1909年には、刑法学および犯罪学に関する国内会議を組織し、アメリカ刑法学犯罪学会を創設した。シカゴの科学捜査研究所の設立に加わり、アメリカ統一州法委員会の全国会議やアメリカ統一州法委員会イリノイ州会議の活動にも参加した。著作は多く、改定や編集したものも含めると、40冊、論文は500にもなる。

1904年、A Treatise on the Anglo-American System of Evidence in Trials at Common Law を著わした(1940年に3版、10巻)。この研究は、証拠法の進展について広範に扱うもので、一般に「ウィグモアの証拠法」として知られている。このウィグモアの証拠法は、今なおアメリカの多くの裁判所(コロンビア特別区連邦地方裁判所を含む)で採用されている。日本の刑事手続にも影響を及ぼしている。

比較法関係では、1928年の Panorama of the World's Legal System, 1941年に、A Kaleidoscope of Justice がある。不法行為法の著作もある。

1943年4月20日、Journal of Criminal Law and Criminology の編集会議に出席した後、タクシーで帰宅するさいの交通事故のために死亡した。80歳であった。自分は、自動車の運転をしたことはなかった。Cf. American National Biography, vol.23, 1999, p.359.

日本関係では、以下がある。旧幕下の法や慣習を知るのに貴重な資料となっている。

Notes on Land Tenure and Local Institutions in old Japan: Posthumous Papers of D. B. Simmons (ed. John Henry Wigmore), 1891, Tokyo, Asiatic Society of Japan. (rep. 1979).

Materials for the Study of Private Law in old Japan, 1892, Tokyo, Asiatic Society of Japan.

Law and Justice in Tokugawa Japan: Contract, Legal Precedents. New York, 1976, Columbia University Press.

Law and Justice in Tokugawa Japan: Contract, Commercial Customary Law, Tokyo, 1986, University of Tokyo Press.

Law and Justice in Tokugawa Japan: Materials for the History of Japanese Law and Justice Under the Tokugawa Shogunate 1603-1867, Tokyo, 1986, University of Tokyo Press.

Lectures on equity. 出版年不詳。

Outlines of introductory lectures, 1894.

Common forms of agreements, conveyances, etc., and forms in actions & proceedings at common law, in equity & in admiralty and under the modern procedure, 1895.

(6) 帝国大学の法科大学には、その後、1886年に司法省法学校の系統（東京法学校、1884年に文部省に移管）のフランス法学科が併合され、また同じころ1887年に、ドイツ法学科が新設されたのである（明治憲法の発布は1889年）。独逸学協会学校の専攻科が、これに統合されたことについては前述した（4 ミハエリスの（3）参照）。

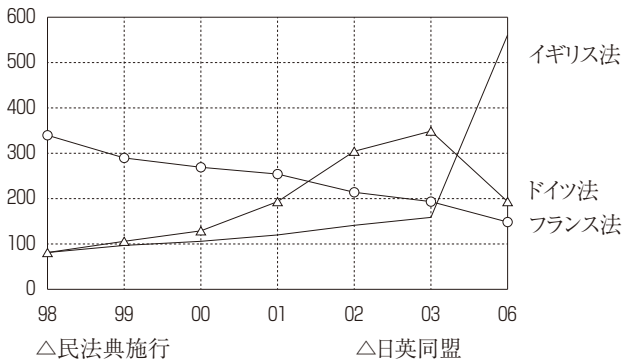
レーンホルムが就任して以降のおよそ10年の間における帝国大学の各コースごとの学生数は、次頁のグラフのように変遷している（1898-1903）。当初、フランス法のコースの学生が圧倒的に多かったことが注目される。かつて、1872年の司法省法学校の第1期生が20人、追加募集と退学で、1876年の卒業生も20人である。修学年限は4年であった。1876年の第2期生以降、定員100人に増加されたが、卒業生は半数に満たない。予科と本科4年の合計8年のコースで、第2期生の卒業は1884年である。1880年に第3期生が入学し、1884年に第4期生が入学した。1884年に文部省に移管され、1885年に、帝国大学に統合された。

コースの合計は、おおむねこの司法省法学校時代の定員の合計に近く、500人程度にすぎない。伝統にもかかわらず、イギリス法のコースの者は少なかったのである。法典論争は、あまり影響していないというべきであろう（梅謙次郎の死亡は1910年）。少なくとも、フランス法のコース者の増減やイギリス法のコース者の増加には、さほど貢献していない。1898年は民法典施行時でもある。

ドイツ法のコースの者は、しだいに増加したが、そのピークは1903年である。外在的な要因として、1902年の日英同盟の締結、1904～05年の日露戦争がある。その後の第一次世界大戦（1914～18）は、ドイツ法の志望者の増加要因とはならないから、1890年代を第1の転換点（ドイツ法への転換）として、第2

の転換点（ドイツ法の優位）は、戦後の大正デモクラシーの時代を待つことになる。すなわち、ドイツではワイマール憲法の時代である。小市民的であるというわが民法（解釈）の伝統的な特徴は、この時代にドイツ法の解釈が大幅に採り入れられたことに由来している（立法では、1921年の借地法、借家法。ただし、建物保護法は、1909年）。この傾向は、第二次世界大戦後にまで影響しており、戦後、民主的な憲法が制定されたことにより強化された。しかし、1990年代のグローバリズムがこれに対立している（借地借家法は、1991年）。

帝国大学の3コースの学生数



Vgl. Schenck, a.a.O., S.261.

(7) 逆に、古い時代については、医学系の学問水準は、蘭学医学の伝統から、東校時代から法文系に比べると程度が高かったが、南校には伝統がなく、外国人も、語学教師程度であった。開成学校となつてようやく専門学校程度の外国人が教師が登場した。Grigsby, Terryが開成学校以来の継続で勤務し、大学となつて以後の新しい雇用では、Tarring, Rathgen, O.Rudorff（兼任）がいるが、理工系、医学部に比してはるかに少ない³¹⁾。殖産興業政策に直結する理工系優

31) 前掲・ユネスコ資料（前注2）112頁、118頁参照。お雇い外国人の著名人としては、ほかに、ケーベル（Raphael Koeber, 滞日は、1893-1914）やハーン（Lafcadio Hearn, 1890から松江中学、第5高等学校、1896年から帝大。小泉八雲）がいる。前者につき、夏目漱石の「ケーベル先生」、「ケーベル先生の告別」がある。

先である。現在の理工系優先は、この時代にまで遡る。

8 モール (Ottmar von Mohl, 1846.1.17-1922.3.23)

(1) モールは、1846年、チュービンゲンで生まれた。父は、著名な国法学者のモール (Robert von Mohl, 1799.8.17-1875.11.5) である。父モールは、法治国家概念の体系化に功績がある (【法学上の発見】前注12) 参照) 314 頁、370 頁参照)。

子のOttomar は、チュービンゲン大学で法律学を学び、1868年に、第一次国家試験に合格し、同年、ハイデルベルク大学で学位を取得した。1873年、ウィルヘルム一世の皇后アウグスタの秘書官となる。ベルリンの日本公使の青木周蔵とは、その当時からの知り合いであり、かつてプロイセン王室の侍従の経験もあった。その後、外交官となり、1879年、駐アメリカ (シンシナティ)、1885年、駐ロシア (ペテルブルク) のドイツ領事などをした。

1887年4月から1889年3月にかけて、夫人の Wanda von Mohl (geb.Gräfin von der Groeben) とともに、東京で、宮内省の顧問になり、ヨーロッパの宮廷儀式を導入した。モール夫人は、グレーベン伯爵家の出であり、プロイセンの王女の侍女をした経験があった。日本では、宮中で女官にヨーロッパ式の作法を指導した。夫人は、離日後、若くして亡くなった。モールも、法律家というより、式部・儀典係である (儀式の模範となったのは「プロイセン王国の宮廷ならびに国家についてのハンドブック」やいくつかの要覧であった。その翻訳にもあたった。モール・後掲書85頁)。一方で、単純な洋風化には批判的で、ハンガリーやロシアに倣い民族衣装の保護などを主張し、鹿鳴館的な欧化政策を推進していた明治政府の首脳部と対立することもあった。皇室典範の作成にも関与した。憲法と同じく、モデルはプロイセン王室のものであった。1890年に帰国した。

1897年から1917年まで、カイロのエジプト国家債務委員会にドイツ代表として参加したが、1914年に、第一次世界大戦におけるエジプトの宣戦布告によって解任された。その後、ドイツで暮らし、1922年、Neustadt/Orla (チューリ

ンゲン)で亡くなった³²⁾。父モールが法律家であったことから、モール自身も法律に詳しく、とくに王侯の宮廷における規則や慣習に詳しくあった。

興味深いのは、宮廷儀式の大筋については、すでに西欧化することが伊藤博文らによって決定されており、モールが単純な欧化政策に反対した点である。すなわち、この場合に、大綱は伊藤路線で、細部のみをお雇い外国人が定めたということである。こうした構造は、法、とくに憲法や民法の制定のプロセスと通じるものでもあり、また、分野により、英独仏と、モデルとする国が決まっ
ていて、お雇い外国人もそれに従って選択されたこととも共通する³³⁾。

モールは、ドイツが彼の時代に日本の多くのモデルになった理由として、それ以前は、近代国家の誕生には、フランス革命によって打倒されたのと似たような急進的な方法をとることが必要と、明治政府の首脳部が信じていたのに対し、ドイツの国制は、共通の憲法の枠内に大小の領邦があるという構造をとり、かつての日本の大名支配と多くの類似点がありながら、連邦国家としてその国際的地位を保つことが可能であることに感銘をうけたから、としている(モール・後掲書26頁)。親近感は、たんに憲法の特徴のような形而上の問題にあるというよりは、こうした形而下の構造にも由来することを言い当てている。

大局的にみれば、維新による革新的精神の減退とみることもできよう。しかし、それにもかかわらず、伊藤らが、宮廷儀式や作法は、西歐式に変革するといったことには、ギャップがある。宮廷衣装の洋風化、とくに婦人の洋装化は、たんなるファッションの問題ではなく、日本が西欧の文化人類学的興味の対象となることを拒否し、対等な文明国となることの意味表示でもあった³⁴⁾。条約

32) モールの自伝がある。Lebenserinnerungen: 50 Jahre Reichsdienst, 2 Bde., 1920/22 (Vol 2: Ägypten(「エジプト」))。なお、モールは、西洋音楽について、日本人の楽隊の演奏を論じて、日本人が「模倣の天才」であるとしている。モール・前掲書(8(1)) 91頁。

33) ドイツに注文された皇后のドレス式の大礼服は総額で13万円にもなり(鹿鳴館の総工費は18万円)、和式は排斥され、文明化にかける政府の決意を示している。坂本・前掲書(前注10) 259頁。

34) 坂本・前掲書259頁参照。

改正にも、その方が有利と考えたのであろう。和魂洋才には、こうした形式・道具部分のみの西欧化という側面がある。それゆえ、ビゴーのように、条約改正の発効後には、居留地を退去する者が多数であったのである。

来日時、第1次伊藤内閣(1885.12.12-1888.4.30)の時期で、さらに、伊藤は、その後(1888.4.30-1889.10.30まで)、第1代の枢密院議長でもあったから、おおむねモールの上司にあたっていた。ちなみに、第1次伊藤内閣、その次の黒田内閣において、司法大臣は、山田顕義であった。

モールには、以下の2著がある。

Wanderungen durch Spanien, 1878.

Am japanischen Hofe, Kammerherr Seiner Majestät des Kaisers und Königs Wirklicher Geheimer Legations-Rat, 1904.「ドイツ貴族の明治宮廷記」(金森誠也訳、1988年)はその翻訳である。日本滞在中の記録である(宮中衣装問題については、41頁、158頁、契約不更新については、256頁。すでに、お雇い外国人との契約解消が、当時の「一般的な風潮」となっていたのである)。

「わが生涯の記憶—役人生活50年」(1920/22)もある。

(2) その息子は、官吏、政治家の Waldemar von Mohl (1885.9.6-1966.3.1) である。東プロイセンの Ponarien で生まれた。まず、パリ大学で学び、1904年から06年、オックスフォードの New Collegeで学び、さらに1908年からケーニヒスベルクとハレの各大学でも学んだ。1909年に、第一次国家試験に合格し、1910年に、ハイデルベルク大学で学位を取得した。プロイセンで司法研修に入り、1914年に、司法官試補となった。

ワイマール共和国の時代に、プロイセン内務省で勤務し、1921年に、Bordeshold郡長(Landrat)となり、また郡議会のSPDの議員となった。1932年から、Segebergの郡長となった。1937年に、あまり積極的ではないナチスの党员となった。戦後、1953年に、ドイツ赤十字の地域代表となり、1959年に、

ビゴーについては、清水勲・ビゴーが見た明治ニッポン(2006年)208頁、222頁。とくに、風刺漫画家のビゴーにとっては、治外法権下の居留地にあった自由な出版活動が制限されることの恐れがあった。

勲章 (Goldenes Ehrenzeichen) を授与された。1966年に、Bad Segebergで亡くなった³⁵⁾。

9 テッヒョー (Eduard Hermann Robert Techow, 1838.8.25-1909.1.25)

(1) テッヒョーは、民事訴訟法の草案の起草者として著名である。1838年に、バルト海沿岸のケーニヒスベルクで生まれた。父 Friedrich は、ギムナジウムの校長であった。ビスマルク与党の自由国民党 (Nationalliberale Partei) に属し、ライヒ議会議員をしたこともある。

彼は、ボン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1859年に Askulator、1861年に、第一次国家試験に合格 (Referendar)、1865年に、第二次国家試験に合格した後 (Assessor)、1867年に、郡裁判所判事となり (東プロイセンの Ortelsburg)、1870年に、東プロイセンの Lyck で、検察官となった。1877年に、Tilsitの郡裁判所の検察官に移動した。1878年に、ベルリンの州学務局の学務官 (Provinzialschulkollegium) となり、政府顧問官 (Regierungsrat) の称号をうけた。

1883年に、ドイツ駐在公使の青木周蔵のあっせんで、プロイセンの文化省の推薦をうけた教育顧問として東京に赴任した。しかし、翌 1884 年に、伊藤博文から民事訴訟法草案の諮問をうけ、草案の作成を行い、1885年2月に、第1草案、8月に、第2草案、1886年に、民事訴訟法草案を提出した。内容の多くは、1877年のドイツ民訴法によった。この草案は、旧民訴法の基礎となった (1890年 = 明23年法律第29号。1890年公布、1891年施行)。1886年に、往路とは逆に、インド経由で帰国した。

1887年に、ドイツに到着し、ブレスラウで、教会と教育部門の部長 (Dirigent der Kirchen- und Schulabteilung bei der Regierung) となり、政府顧問官 (Oberregierungsrat) の称号をうけた。1890年に、プロイセン上級行政裁判

35) 孫のモールについては、拙著 (法学上の発見)・370頁。Angermann, Mohl, NDB 17 (1994), S.692ff; Marquardsen, Mohl, ADB (1885), S.745f. 祖父の国法学者のモールについては、拙著・前掲書 (法学上の発見) 314頁。

所の裁判官 (Oberverwaltungsgerichtsrat) となり、1903年に、部長裁判官となった。1909年に、ベルリンで亡くなった³⁶⁾。ドイツでは、もっぱら日本のお雇い外国人としてのみ知られている (Schenck, aa.O.(前注9))。

(2) 1876年(明9年)に、民訴法編纂が計画され、司法省に法律取調所が設置され、ヨーロッパ諸国の訴訟法の調査、翻訳、国内の裁判所慣習の調査がされ、フランス民訴法をモデルとした草案も作成された。しかし、1877年のドイツ民訴法をモデルとすることとなり、1883年に、テッヒヨーが招聘されたのである(内閣お雇い顧問)。彼は、従来の日本の民事訴訟では、口頭主義と書面主義、弁論主義と職権主義の限界が明確でなく、訴訟資料の提出時期、宣誓の要否、証書の提出義務、共同訴訟の取扱いがいまいであり、簡易な上訴としての抗告を欠くなどの欠点があり、成文化できないとし、新たな草案を作成した(テッヒヨー訴訟規則修正原案)。これが取調委員会に付託され、1886年(明19年)までに、8編874条の日独の草案ができ、テッヒヨーは、これを司法大臣の山田顕義に提出したのである(テッヒヨー草案)。おおむね1877年のドイツ民訴法をモデルとしたが、1867年のオーストリア訴訟法草案や、プロイセン、フランスの規定をも参照していた。のちに、裁判所構成法に移された事項も含まれていた³⁷⁾。法典論争の対象とはならなかった。

Ⅲ 青木周蔵とホルレーベン (Theodor von Holleben)

この2人は、お雇い外国人ではなく、外交官である。お雇い外国人の送り出しと受け入れに功があった。青木は、公使などとして長くドイツに駐在し、多くのお雇い外国人を日本に紹介した。ホルレーベンは、ドイツ人のお雇い外国人が増加した1885年ごろの駐日公使である。生年・没年とも近い。

36) 鈴木正裕・近代民事訴訟法史(2004年)。同・近代民事訴訟法史・ドイツ(2011年)は、CPOの制定史で、おもにレオンハルトが対象である。Schenck, aa.O.(前注9), S.342にも略歴がある。

37) 裁判所百年史(前注4参照)・78頁以下。

1 青木周蔵 (1844.3.3-1914.2.16)

(1) 青木周蔵は、長門国厚狭郡生田村（現、山口県山陽小野田市）で生まれた。父は、長州藩の村医であった。22歳のおり、藩医の青木研蔵（1815年 - 1870年）の養子となり、周蔵と改名した。士分となり、藩校の明倫館で学び、1868年に、藩の留学生としてドイツ留学の機会をえた。留学中に、専門を医学から政治や経済学に転じた。帰国後、1873年に外務省に入省。1874年には駐ドイツ代理公使、さらに駐ドイツ公使となってドイツに赴任し、1875年にはオーストリア・ハンガリー帝国公使を兼任した。1904年にはドイツ貴族の娘エリザベート（Elisabeth von Rhade）と結婚した。

1879年、帰国して、条約改正取調御用係、1880年、再度駐ドイツ公使としてベルリンに赴任。1882年（明15年）には伊藤博文のヨーロッパでの憲法調査を助け、ベルリン大学のグナイスト、ウィーン大学のシュタインらの教授を紹介した。1886年、帰国して、外務大輔となる。1886年、井上馨外務大臣のもとで外務次官となり、条約改正作業にあたった。1888年、大隈重信外相のもとでも外務次官を務め、条約改正作業にあたる。

1889年に、第1次山県内閣の外務大臣に就任し、1891年に、第1次松方内閣でも外務大臣を留任し、条約改正作業にあたる。1891年5月の大津事件では引責辞任した。1892年、駐ドイツ公使となる。駐イギリス公使を兼任し、1894年に、後任の陸奥宗光外務大臣とともに条約改正にあたり、日英通商航海条約改正に成功した。留学時と外交官時のドイツ滞在は長く、20年以上になる。この間、多くのお雇い外国人を見だし、日本に招いた。ドイツの政治、文化の導入に積極的であった。

1898年、第2次山県内閣では再度外務大臣となる。枢密顧問官や子爵ともなっている。1906年には駐アメリカ大使として移民問題の解決につとめた。1914年に、肺炎のため死亡した³⁸⁾。彼にとっては幸いなことに、第一次世界大戦は、

38) 坂根義久校注・青木周蔵自伝（平凡社東洋文庫、1970年）（平凡社東洋文庫ワイド版、2004年）、水沢周・青木周蔵 明治外交の創造 青年篇（1988年）、同・青木周蔵 明

その半年後に勃発した。日英同盟を根拠に、ドイツと敵対関係に入ったからである。

(2) 青木は、長く不平等条約の改正作業に関与し、第1次山県内閣と第1次松方内閣の外務大臣として条約改正交渉をするおりに出した「青木覚書」でも著名である。外国人の法律家を大審院の判事としないこと、拙速な法典を避けること、不動産の所有権は、領事裁判を撤去しない間は、これを外国人に許与しないこと。外国人の取扱について、経済上、法律上、特権の制限を設けることなどが中心である。

2 ホルレーベン (Theodor von Holleben, 1838.9.16-1913.1.31)

(1) 外交官のホルレーベンは、1838年に、バルト海沿岸のシュテッティンで生まれた。ザクセン・チューリンゲン系の貴族の家系であった。1857年からハイデルベルク、ベルリン、ゲッチングンの各大学で、法律学を学んだ。1867年に、学位をえた。1870年に、兵役に服し普仏戦争に参加した。戦後、外交官に転じ、まず北京に派遣された。ついで、1874年に、東京で勤務した。1875年から85年、アルゼンチンのブエノスアイレスで勤務した。1906年から1913年まで、プロイセン上院の議員となった。晩年の1910年に、中国と日本への旅をした。

1885年に、東京で公使となった。いまだに、お雇い外国人を大量に雇用している時期であった。かつ、その対象が初期の殖産興業、富国強兵策に直結する分野から学問的な分野に転換をとげる時期であった。そこで、学問系のお雇い外国人との関係でしばしば言及される。ホルレーベンは、のち1891年にアメリカ、1893年にシュトットガルトで外交官として勤めた。1897年から1903年は、アメリカ大使となった。1913年、ベルリンのシャーロットンブルクで亡くなった³⁹⁾。

治外交の創造 壮年篇 (1989年)。これらの改訂文庫版として、水沢周・青木周蔵 日本をプロシヤにしたかった男 (中公文庫、1997年)。

なお、徳富蘆花の「燕尾服着初の記」では、1899年(明32年)に、外務大臣青木周蔵の招待うけ、帝国ホテルに赴いたときの記録があり、青木夫人エリザベートや大審院長となった児島惟謙も登場する(蘆花全集第3巻所収、1929年)。

39) GND: 117528668; Schwalbe/ Seemann (hrsg.), Deutsche Botschafter in Japan

ベルツは、ホルレーベンについて、東京の外交団の中で「常に人好きのよかったフォン・ホルレーベンにより代表されていたドイツ帝国は、列強の中にあつて〔外交上の〕上席を占めていた」とする。ところが、「フォン・ホルレーベンが職を退くと同時に、事情は一変した。かれの後継者たちはその使命に対する考え方が根本的に違っていた。かれらは自身日本に何の好感もいだいていなかったし、また日本人の好感をえようとの努力も決して払わなかった。むしろ反対に、かれらはその政府を代表して駐在している国への反感を露骨に示したのであった」とする⁴⁰⁾。ビスマルク時代に(1890年まで首相)、国家的に外交的な失策がなかったことと合わせて、ホルレーベンの外交官的な資質を高く評価しているのである。

(2) 同名のホルレーベンが、2人いる。裁判官のホルレーベン(Ernst Albert Ludwig von Holleben, 1815.4.8-1908.4.24)は、プロイセン上級裁判所の判事である。彼は、1815年、ラインラントのコブレンツで生まれた。ザクセンとチューリングゲンの貴族の家系であり、父は、プロイセンの将軍(Heinrich)であった。

1860-1973, S.36ff.; Wippich, Ein Husar in Ostasien, Theodor von Holleben als Diplomat und Kolonialfunktionaer in China und Japan, 2012; Acta Borussica (Die Protokolle des Preußischen Staatsministeriums), Bd 8/I (1890-1900), Acta Borussica, Bd 8/II (1890-1900).

モールも、それ以前の駐日公使、たとえば、1861年に通商条約を締結し、のちビスマルク内閣の内務大臣となったオイレンブルク駐日公使、第2代の公使であるアイゼンデッヒャーをもあまり高くは評価していない。モール・前掲書(II 8(1))4頁、83頁参照。

40) ベルツの日記(後注46)第2部下189頁参照。その後のドイツの外交的失策とともに、日本の世論の共感がドイツからイギリスに移ったことを憂えている。たとえば、ウィルヘルム二世の膨張政策、三国干渉や黄禍論である。もっとも、イギリスが条約改正に最初に応じたのは、ロシアの南下政策への対抗措置の1つである。

モールも、ホルレーベンの外交上の手腕を称賛している。モール・前掲書(8(1)参照)24頁。その離任については、188頁、再来日、285頁。

第一次世界対戦後に、ミハエリスは、三国干渉による日独関係の悪化を批判し、ドイツ公使ゲートシュミットの不手際を指摘している(ゲオルク・ミヒャエリス・53頁)。

妻は、Hermine (geb.Kühle)。1840年に、第一次国家試験に合格、1842年に、第二次国家試験に合格し、デュッセルドルフで裁判官となった。1847年に、検事となり、1853年には、上級検事となった。1868年に、プロイセン上級裁判所 (Preußisches Obertribunal) の判事となった。1878年には、社会主義者鎮圧法の執行に関する異議取扱に関するライヒ委員会の委員ともなった。裁判所構成法施行後、ベルリン高裁の部長判事となり、1884年には、ケーニヒスベルク高裁の長官となった。1886年から、プロイセン上院の王室顧問となり、1899年に引退した。1908年に、ヘッセンのカッセルで亡くなった。真正の枢密顧問官となっている⁴¹⁾。

(3) 政治家のホルレーベン (Ludwig Albert von Holleben, 1825.10.25-1898.3.21) は、1825年、チューリンゲンの Rudolstadt で生まれた。イエナとゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、郡裁判所書記官や補助検察官となり、のちに故郷の郡長や官僚となった。Schwarzburg-Rudolstadt 侯国の国務顧問官や財務長官となった。1867年からは、Schwarzburg-Rudolstadt のラント議会議員である。1898年、ハノーバー近郊の Ilten で亡くなった。

IV む す び

(1) 交通も通信も不便な時代にあつて、開国したばかりの極東の小島に赴任することから、お雇い外国人が来日する際には、重い決断が必要であつた。それだけではなく、平均寿命も短い時代であつたから、3年の契約といつても、今日の6年に近い意味をもつていたと思われる。また、契約の更新によって滞日期間が延びる場合には、日本で客死することもあつた。帰国して短期間で死ぬ例も多く、ロエスレルも帰国後1年しか生存しなかつた。ポアソナードは長命であつたから、帰国後15年間生存した。しかし、人生の盛りの時期が対象となる例が多い。たんなる腰掛けのつもりで来日した場合でも、しばしば生涯を

41) 自伝 (Aufzeichnungen aus meinem Leben, 1910) がある。GND: 117528668. Acta Borussica Band 8/I (1890-1900).

捧げる結果となったのである。ジュ・ブスケやベルツ、ラフカディオ・ハーンのように、日本人女性と結婚した例も稀ではない。

来日前に官吏であった者では、経歴の中断がないように、休職、あるいは政府からの派遣の形式で来日する例が多い。技術系のガウランドのように、会社の派遣の形式の場合もある。

とりわけ教職の場合には、来日には問題があった。日本自体が研究の対象となる場合は別として（モースは動物採集が来日の目的であったし、大森貝塚の発見で考古学の発展にも寄与した）、日本に行くことには学問的なメリットはなかったからである。ヨーロッパの学界から離れることは、研究者キャリアの中断となった。長ければ、学者生命の放棄である。モッセや両デルブリュックのように、任官後に来日した場合には、帰国後のキャリアに支障はなかったが、ミハエリスのように、任官前（無給の職）に来日した場合には、帰国後はゼロからの出発であった。ラートゲンのように、植民地経営学の端緒とする例もある。所与の条件を新たな研究の出発点にできる者は幸いである。自然科学では、エルトン（William Edward Ayrton, 1847.9.14-1908.11.8）のように、先端の電気学を発展させた者もいた。エルトンは勤勉で、休日もなく研究してその成果を発表して本国の学界をも驚かせ、当時先端の学問である電気学研究の中心がイギリスから日本に移った、とさえいわれたという⁴²⁾。しかし、これは例外であり、一般的には、とくに社会科学ではむずかしい。

日本だけではなく、19世紀までのアメリカでも、その大学の程度は低く（基本的に教養の大学のみ）、アメリカから留学する場合には、ヨーロッパでは、

42) 梅溪・前掲書142頁、145頁参照。エルトンは、帰国の船中でも論文を書き、それをスエズでロンドンに電信で発し、ロンドンに到着すると、それをロイヤル・ソサエティで発表したという。

一般に技術者の場合には、最先端の技術をただちに工場などで応用できるので、古い設備に縛られながら更新するよりも有利なことが多い。第二次世界大戦後のわがくにの産業の復興と同じである。また、高級官僚の場合には、伝統上本国ではなしえない新機軸を社会実験できるメリットもある。これは、現在でも、アフリカの旧植民地などで、フランス人のお雇い外国人が本国よりも先端的な法典や制度を整備する例にみられる。ただし、実効性は別である。

ギムナジウムの扱いであった。当初は、日本も同じ扱いである。そこで、アメリカでは、ヨーロッパの大学なみの教育機関として、大学の上に大学院を積み上げたのである。ロースクールが、専門大学院として、教養の大学（ギムナジウム相当）の上にあるのも、その沿革にもとづいている。しかし、第二次世界大戦後、ヨーロッパからの亡命者をえて、アメリカの大学のレベルが上がったことから、大学院は、より高度の機関となったのである⁴³⁾。

(2) 蘭学の出発点は、医学であるが、日本の医学のモデルが、従来の蘭学からドイツ医学に転換したのは、明治の初年であり（フルベッキの提言）⁴⁴⁾、軍医の Müller と Hoffmann が最初であった。ベルツは、Agathon Wernichs (1843-1896) の後任であり、医学では最後のお雇い外国人である（内科は、Jurius Scriba)。長期間日本にとどまり、日記を残したことから、著名である。

ベルツ (Bälz, 1849.1.13-1913.8.31) は、1849年、南ドイツの Bietigheim (Württemberg) で生まれ、1866年から、チュービンゲン大学、ライプツヒヒ大学で医学を学んだ。1870年に、軍医となり、普仏戦争に従軍した。1872年に医学部を卒業、1876年に、ライプツヒヒ大学の講師となり、青木周蔵のあっせんで、同年、東京医学校の生理学教師となった（年俸 1万6200マルク、月割で金貨払い)。1881年に、戸田花子と結婚。1902年に、帝国大学を退官し、宮内省の侍医となった。1905年に、妻とドイツに帰国したが、1908年に、再来日している⁴⁵⁾。

ベルツには、「日記」があり、1876年から1905年まで、ほぼ 30 年間日本に留まった記録となっている（ただし、数年間の空白がある）。この間の種々の事件について言及し、種々の独自の観察をした点には定評があるが、とくに著

43) 小野・大学と法曹養成制度 (1999年、【大学】) 190 頁参照。

44) 直接には、明治政府の医学取調御用掛りの岩佐純 (1836-1912)、相良友安 (1836-1906) が、ドイツ支持のフルベッキの意見をうけてした進言によっている。梶田昭・医学の歴史 (2003年) 304 頁以下、307 頁参照。

45) ベルツについて、梅溪・前掲書 (前注3) 202 頁参照。ベルツの日記 (次注参照) にも、自伝的記述がある (来日まで、および帰国について)。妻はのちにドイツから帰国して日本で亡くなった。梶田昭・医学の歴史 (2003年) 309 頁 (「明治のお雇いドイツ人教師たち」をも参照)。

名なのは、日本人が、外国人から「学問の結実のみ」を採ろうとし、教師から最新の収穫物をえて、収穫をもたらす根本の精神を学ばなかったとの一節である⁴⁶⁾。

彼は、日本人の妻を娶り、子もなした。1905年に帰国し、1913年に、Stuttgart で亡くなった。64歳であった。

モッセはユダヤ系の法学者であるが、歴史学のリース (Rieß) も、ユダヤ系の学者である。モッセと同様に、本国では不遇であったからである。お雇い外国人のうち、ユダヤ系の者の占める割合は高い⁴⁷⁾。

46) ベルツの日記 (1943年、岩波文庫、菅沼龍太郎訳) 第1部上下、第2部上下 (1951年～1955年)。

来日初年の記述である 1876 年10月25日の記述では、「ヨーロッパ文化のあらゆる成果をそのままこの国へ持って来て植えつけるのではなく、まず日本文化の所産に属する貴重なものを検討し、これを、あまりにも早急に変化した現在と将来の要求に、ことさらゆっくりと、しかも慎重に適応させることが必要」と述べている (第1部上 24頁以下、26頁)。一面的・鹿鳴館的な欧化主義礼賛を戒めるものである。

ベルツの来日 25 周年の祝賀会における演説 (1901年11月22日) が著名である。科学を「どこか他の場所へたやすく運んで、そこで仕事をさすことのできる機械」と考えることは誤りであり、「西欧の精神的大気もまた、・・・数千年にわたって努力した結果で」ある。そして、「西洋各国は諸君に教師を送ったのでありますが、これらの教師は熱心にこの精神を日本に植えつけ、これを日本国民自身のものたらしめようとしたのであります。しかし、かれらの使命はしばしば誤解されました。もともとかれらは科学の樹を育てる人たるべきであり、またそうなると思っていたのに、かれらは科学の果実を切り売りする人として取扱われたのでした。かれらは種をまき、その種から日本で科学の樹がひとりでに生えて大きくなれるようにしようとしたのであって、その樹たるや、正しく育てられた場合、絶えず新しい、しかもますます美しい実を結ぶものであるにもかかわらず、日本では今の科学の『成果』のみをかれらから受取ろうとしたのであります。この最新の成果をかれらから引継ぐだけで満足し、この成果をもたらした精神を学ぼうとはしないのです」 (第1部下 49頁以下、51頁、52頁)。

47) 林健太郎「ランケの人と学問」ランケ (1980年・世界の名著 (47)) 32頁。このリースについては、拙著・法学上の発見と民法 (2016年) の原論文執筆後に、鈴木ハツヨ

モース (Edward Sylvester Morse, 1838.6.18-1925.12.20) は、契約期間は短い(1877年-79年、ただし、1882年に再来日している)、長命であったことから、帰国後にアメリカで活躍した期間が長い。その間、日本人の留学生を援助したり、世論形成において、日本に寄与した。日本では、短期間に、生物学の基礎を作り、大森貝塚を発見したことで著名である⁴⁸⁾。お雇い外国人のグリフィスやモルレーなども、日本に関する著作や講演活動をした。また、シャンドは、銀行制度の確立に貢献したが(1872年-1878年)、帰国後も、高橋是清の援助をして、日本政府の外債の募集に協力している。とりわけ著名なのは、1904年、日露戦争時の外債募集である。シャンドの紹介によりイギリスで500万ポンドの起債ができただけでなく、彼はニューヨークのユダヤ系実業家シフを紹介し、アメリカでも同額の起債に成功したのである⁴⁹⁾。

これらとはまったく別に、専門と無関係に、ガウランド (ゴーランド, William Gowland, 1842.12.16-1922.6.9) のように、日本の古墳発掘に尽力した者もいる。本業は、造幣寮の分析・冶金技師であった。1872年に来日し、余暇に古墳の学術的な発掘をした。1888年までに、400以上の発掘をしたのである。ガウランドは、鉱山技師であり、「日本アルプス」の命名者でもある。帰国後、製銅会社に復帰しただけではなく、ロイヤル・ソサエティの会員ともなって、日本の古墳研究の成果を論文として発表した⁵⁰⁾。

『わが父はお雇い外国人』—文明開花の明治期に活躍したドイツ人、ルードビッヒ・リース」創文2014年夏14号7頁、秋15号4頁を、著者よりご教示いただいた。

48) モースについては、梅溪・前掲書(前注3)156頁、187頁。モース・日本その日その日(石川欣一訳、1970年)に所収の石川千代松「序・モース先生」、石川欣一「訳者の言葉」にも若干の言及がある。なお、「贈与論」で名高いモースは、フランスの社会学者で、一世代若く、別人である(Marcel Mauss, 1872. 5. 10-1950. 2. 10)。

49) シャンドについて、梅溪・前掲書(前注3)125頁、215頁。

50) 梅溪・前掲書(前注3)194頁。The Dolmens and Burial Mounds in Japan, 1897; The Dolmens of Japan and their Builders, 1889がある。ガウランドはイギリス人であるが、イギリス人には、本業のかたわら、特定の研究をすることがあり、たとえば、比較言語学は、インドに裁判官として赴任したウィリアム・ジョーンズ(1746-1794)

(3) 法学界へのお雇い外国人の貢献については、第一次世界大戦勃発時の1914年のF.マイヤーによる概観がある⁵¹⁾。時節柄、ドイツ系外国人の功績を

が創始者とされ、サンスクリット語が古典ギリシャ語やラテン語と共通の起源を有する可能性があることを指摘した(On the Hindu's, 1786)。語彙や格変化においても対応関係を発見したのである。もっとも、専門家では、J.グリム(1785-1863)が、Deutsche Grammatik, 1822でゲルマン語における子音推移の法則「第一音声推移 Erste Lautverschiebung」について記述したのが最初である。高津春繁・印欧語比較文法(1954年)7頁以下参照(印欧語族)。

51) Vgl. F. Meyer, Der Einfluß Deutschlands auf das japanische Recht, DJZ 1914, S.1069.

ベルツの日記には、日清戦争(1894年)後の三国干渉(1895年)による日本国内における反ドイツ的感情を憂慮する記述がみられる。治外法権の撤廃は、日英通商航海条約によって領事裁判権が撤廃されたことが起点である(1894年、改正条約の発効は1899年(明治32年)7月17日)。さらに、日英同盟(1902年)、条約改正への積極策(1911年、税権の回復)などで、イギリスへの共感が強まったのである。その間、ドイツの外交は無策であった。第2部下185頁以下「日本における反独感情とその誘因」(これは、1906年の記述である)。

ベルツとは異なり、マイヤーには、こうした日本の世論の変化を感じることはできなかったのである。マイヤーの経歴は明らかではないが、ミハエリスのように早くに帰国したお雇い外国人にとっても、こうした変化は感じられなかったであろう。ミハエリスの自伝には、当時の滞日ドイツ人の記録があり、マイヤー(営林監督官)という名も登場するが、肩書からして別人であろう。可能性としては、モッセの妻の家系であるMeyerの縁戚である。

条約改正のうち、1899年7月、まざいギリスとの間で、通商航海条約の改正が発効し、外国人居留地が廃止、治外法権が撤廃され、同年8月19日、横浜地裁が、アメリカ人ロバート・ミラーがした3人の殺人事件につき、死刑判決を下した。翌年行われた死刑が、最初の外国人死刑執行であったとされる。清水・前掲書(前注34)160頁、224頁。

上のマイヤーの詳細は不明である。ほかに、同名のお雇い外国人には、Franz Meyer(1832.10.18-1896.3.14)がいるが、彼は、1896年に亡くなっており、職業は船長であり、三菱郵船に雇われている。Frederick Adrian Meyerは、イギリス人で、1869年に、開成学校の英語の教師である。その後、南校で教え、1870年からは、文部省との契約で、他の学校でも教えた。妻も、英語教師となった。1878/79年に、商

強調するものである。

Meyer の論文では、まず、日本の軍制が Meckel に負っていること、それについて日露戦争にあたっての山県有朋の感謝が表されていること、医学でも、Robert Koch と北里柴三郎の関係が言及されている。日露戦争（1904/05年）の記憶は、まだ鮮明であったのであろう。

法律の分野においても、ドイツの影響が言及されている。帝国大学において、ドイツ、フランス、イギリスの3つのコースがあり、学生はいずれかに属さねばならず、ドイツ法のコースでは、かつて Rößler, Mosse, Lönholm, Sternberg が教えたこと、立法でも、1889年の憲法が、プロイセン憲法を基礎としたこと、Rudolf von Gneist の考えが影響していること、司法制度でも、1891年の裁判所構成法が言及されている。ただし、素人による商事裁判所や陪審裁判所は採用されなかったと指摘する。

1898年に発効した日本の民法典についても、旧民法がフランス民法典式であったのが、ドイツ民法典が参照され、編別も同様となったとする。ただし、編の順序は、総則、物権、債権となっていること、親族、相続では、日本の特性が生かされているとする。たとえば、家（Hausgenossenschaft）、家長（Hausherrn）、隠居（Uebertragung auf die Hausgenossen）である。また、夫婦法では特徴があり、離婚事由が多いこと、プロイセン・ラント法と同じく、協議離婚が認められていること、夫婦財産制も法定の制度とされていることなどである。日本法の特徴と思われるものに、ドイツ民法典にはなくても、案外ALRに先例があることの指摘が重要である。

そして、日本民法をドイツ語に訳したレーンホルムの言として、フランス法やイギリス法に由来するものは、付属品にすぎないと評している。商法についても、ロエスレルの手になり、ドイツ式の編成がされているとする。刑法においても、ドイツ法の影響にふれる。無体財産権にもふれている。さらに、ドイ

務省の雇いで、東京商業会議所で教え、1885年まで、東京商業学校でも教えた。1885/86年には、海軍省の雇いとなり、東京の海軍兵学校で教え、これが1887年に、江田島に移転してからは、1888年から1890年まで、広島で教え、1890年に帰国した。

ツの判例と学説の影響力にも言及している。そして、日本の大学の図書館には、ドイツの文献が詰まっており、毎年、政府は、若い Dozent と官吏をドイツの大学に送っているとする。

筆者のマイヤーは、ベルリン高裁判事で、枢密顧問官 (Geh. Justizrat) である。第一次世界大戦勃発時の論文であり (サラエボ事件が1914年6月28日、ドイツの宣戦布告は8月2日、イギリスは8月4日)、執筆時には、まだ大戦への日本の参加は不明だったのであろう。雑誌の編集部の注が付加されている。こちらには非常に手厳しく、掲載時には、交戦状態になったことから (日本の宣戦布告は8月23日)、皇帝のいう「黄禍」が実行されたとし、今後ドイツの大学と学界は、強欲な方法で利をえようとする者を拒絶するべきとする。これは、青島占領 (11月7日) を指すのであろう。

(4) お雇い外国人のうち、もっとも遅くまで多大な影響を与えた者としては、外務省の顧問であったデニソンの例がある。

デニソン (Henry Willard Denison, 1846.5.11 - 1914.7.3) は、アメリカ出身のお雇い外国人で、日本の外交に寄与した。明治時代からのお雇い外国人では、もっとも遅い時期まで活躍した人物である。

彼は、1846年に、バーモント州ギルドホールで生まれ、ニューヨークのコロンビア・カレッジを卒業した。1869年 (明2年) に日本へ渡り、当初、横浜の米国領事館裁判所の判事となった。のち副領事となったが、1878年に退職し、1880年に駐日アメリカ公使の推薦によって、外務省顧問としてお雇い外国人となった (月給450円、契約期間は当初3年、のち5年ごとに更新)。長く日本に滞在し、1910年 (第2次桂内閣) の俸給は1万5000円にもなった。これは、当時の外相・小村寿太郎のそれよりも高額であったという。

当初のおもな任務は、条約改正作業であり、井上馨外務卿以来、歴代の外務卿と外相の下で顧問として寄与した。歴代の外務大臣の条約改正の草案を作成している。1886年に、アメリカとの間で逃亡犯罪人引渡条約を締結させることにも成功した。

日清戦争 (1894年) 後の下関講和会議でも、陸奥外相に随行した。三国干渉に際しても、下関条約の批准と三国干渉への対応を分離処理する決定を献策し

た。1900年からは日本政府推薦の資格でハーグの常設仲裁裁判所裁判官も勤めた。1902年の日英同盟のおりには、国内の外務事項においても活躍し、日本外交の枢機に関与していた。

日露戦争(1904年)時には、ロシアとの文書や宣戦布告文の起草を行い、デニソンの起草については、幣原喜重郎による回想文がある。アメリカでの講和交渉、ポーツマス条約の締結にも功績がある。1914年に、東京で亡くなった⁵²⁾。

52) 梅溪・前掲書(前注3)111頁。また、幣原喜十郎(1872.9.13-1951.3.10)「デニソンを憶う」外交五十年(1951年、1987年の中公文庫による)246頁以下によれば、日露戦争の開戦の前、駐露公使宛に対露交渉開始の訓電案を起草するよう、小村寿太郎(1855.10.26-1911.11.26)外相(1901-06, 1908-11)に依頼されたデニソンは、小村の真意が分からず「あなたの本当の覚悟が私には判りません。相手がこちらの言うことを肯かなければ、戦争になっても仕方がないというお覚悟がありますか。それともどうしても戦争を避けるというお考えですか。そここのところ、即ちあなたの最後の腹を聞かないと、どっちにも通ずるような文案は、私には書けません」といった。小村外相は「それは結局談判の経過によることだ」と答えた。のちに、幣原が質問の趣旨を尋ねたところ、デニソンは「小村大臣に非常な覚悟があるなら、電文をなるべく柔かく書く。・・・これに反して、その反対の場合、どうしてもこれは纏めなければならぬということであれば、少し強い文章を書く」、小村大臣が「交渉の経過による」というのは、「交渉が破裂することを予期して」いたので、「私は非常に柔らかに書いた」と答えたという。

また、日露戦争後、デニソンが一時帰国のため書類を整理した際に、日露講和交渉の書類草案が大量に出てきた。幣原が参考のために譲り受けたいと申し出たところ、デニソンはそれをストーブに投げ込んでしまった。「君にやると、君は必ずいつまでもこれを保存して、人に伝えるだろう。そうすると、デニソンは日露交渉に主要な役目をしてきたものごとき風説をうむかも知れない。この交渉がうまく行ったのは全く小村さんの功だ。自分はその功に参加する権利は少しもない」として、功を誇ることがなかった。

デニソンは、日本人の英語について「私は、日本人の書いた英語を直せといわれても、私はとても直せない。しかし新たに書けというならお引受けができる。・・・英語は正しいかどうかというよりも、イギリス人とかアメリカ人とかの身になって、その考えで書かなければ、人に感動を与えるものではない」とも述べていた。

ポーツマス条約の交渉のおりに、アメリカ大統領のルーズベルトから、デニソン

青木周蔵の死亡も同年であり、お雇い外国人の時代の終焉を象徴している。逆にみれば、明治維新からでも46年、おおむね半世紀以上も、お雇い外国人の影響は続いたのである。この間におけるお雇い外国人と、日本人の立法者との関係については、別稿にゆずる。

(5) ミハエリスにお雇いのあっせんをしたりスコとの関係で、ライヒ司法部とライヒ司法部長についてふれる。

ビスマルク帝国のライヒ司法部は、ライヒ首相府の1部局にすぎない。1871年のドイツ統一まで、各ラントの司法省がラントの裁判所の司法行政を担っていた。統一後も、ライヒ司法部の司法行政の対象は、ライヒ大審院と、直轄領と植民地の裁判所に限られたから、その権限はそう大きくはない。本格的な連邦の司法省の成立には、ワイマール共和国の成立を待たなければならない。

ライヒ司法部が注目されるのは、連邦レベルの司法補助作業に関与したことであり、その関係者が、BGB 制定の補助委員や第二委員会の委員となった点にある。また、1871年の統一後の連邦法の制定作業は、ちょうど日本の近代化、諸法の制定の時期と同一時期であったことから注目される。たとえば、上述の民法典や裁判所構成法の制定である。ビスマルクらが日本のお雇い外国人の派遣に好意的だったのは、たんに影響力の拡大をねらっただけではなく、こうした自国の事情も影響したものといえる。

ライヒ司法部の部長は、順に、Friedberg, Schelling, Öhlschläger, Bosse, Hanauer, Nieberding, Liscoであり、このうち、最初のFriedbergは、プロテスタントに改宗した元ユダヤ教徒であった。ライヒ司法部は、のちのライヒ司法省と区別されずに記載されることも多い。ワイマール共和国のライヒ司法省と同視する場合には、その長官はたんなる部長ではなく、大臣並みということになるが、厳密には、首相府属の官房下の司法部門の長官である。第一次世界大戦末期に部長となった Krause を除くと、わずか7人であるから、ライヒ大審

が日本側の事務処理に精勤するのを見て、「君は日本人かアメリカ人か」と皮肉をいわれたことも著名である。お雇い外国人の影響は、決して明治の初期だけに限られず、半世紀も続いたのである。

院長と同じく、かなり長い在任期間であった。別稿で、すでに検討した者もいるので、以下では、②④⑤⑦⑧の者についてだけ検討する。

① Friedbergについては、「立法と法実務家の意義—ライヒ大審院と実務家」商論83巻4号131頁参照。

② シェリング (Hermann Ludwig von Schelling, 1824.4.19-1908.11.15) は、実存主義の先駆といわれる著名な哲学者のシェリング (Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling, 1775-1854) の息子である。1824年に、エルランゲンで生まれた。母は、Pauline (geb.Gotter) で、ゲーテとも親交があった。ミュンヘン大学で古典学を学び、学位をえた。その後、法律学を学び、1849年に、プロイセンで司法職についた。検察官や裁判官を歴任し、1866年に、司法部に移り、枢密顧問官・上申官となった。1869年に、プロイセン司法省の上級枢密顧問官。1874年に、Halberstadt の控訴裁判所長官、1875年に、プロイセンの上級裁判所 (Obertribunal) の副長官となり、1876年に、ライヒ司法部次官、1879年に、部長となった。1889年まで、その職にあり、同年、プロイセンの司法大臣となった (1894年まで)。転出までの時期に、民法典の制定作業にかかわった。今日知られているのは、もっぱらこの関係である。1899年には、プロイセン上院の議員となった。退職の後は、文献学研究をして、1896年には、オデッセイの翻訳を出版した。1908年に、ベルリンで亡くなった⁵³⁾。

③ Öhlschlägerについても、①の文献 128頁参照。

④ ボッセ ((Julius) Robert Bosse, 1832.7.12-1901.7.31) は、1832年に、Quedlinburg で生まれ、1901年に、ベルリンで亡くなった。ハイデルベルク、ハレ、ベルリンの各大学で法律学を学び、1858年に、プロイセンの官吏となった。1861年に、Graf Stolberg-Roßla の官房長 (Kammerdirektor)、1868年に、プロイセンの官吏にもどり、Uchte/Hannoverの長官 (Amtshauptmann)、1870年に、宗務局参事 (Konsistorialrat)、1872年に、ハノーバーの上級長官

53) Vgl. Personalien (Schelling), DJZ 1908, Sp.1327; Spenkuch, Schelling, Ludwig Hermann von, NDB 22 (2005), S. 657. 拙稿「ドイツの連邦裁判所 (BGH) と連邦司法」判時2265号14頁注29。

(Oberpräsident)、1876/81年に、ベルリンの文化省参事官、1891年に、ライヒ司法部長、1892/99年に、プロイセンの文化省の長官となった。著書に、Grundzüge konservativer Politik 1868, Aus der Jugendzeit 1904がある。今日では、BGB起草の第二委員会の委員となったことで著名である⁵⁴⁾。

⑤ハーナウアー (Johann Josef Eduard Hanauer, 1829.3.18-1893.4.30) は、1829年に、ザクセンのZweibrückenで生まれた。父は、高裁判事であった。1873年に、ミュンヘンの検察官、1875年に、枢密政府顧問官 (geheimer Oberregierungsrat)、ベルリンのライヒ官房庁の上申官、ライヒ司法部長となった。BGB起草の第二委員会の委員となった⁵⁵⁾。

⑥ Nieberding についても、①の文献 132頁参照。

⑦ミハエリスの訪日のあっせんをしたリスコ (Hermann Lisco, 1850.1.30 - 1923.11.7) は、1850年に、ベルリンで生まれ、父は牧師であった。ベルリン、ハイデルベルク、グライフスヴァルトの各大学で法律学を学び、1879年に、現在ではベルリンの一部であるRixdorfの区裁判官、1888年に、西プロイセンのMarienwerderの高裁判事、1889年に、ザクセン・アンハルトのNaumburgの高裁判事、1890年に、プロイセンの司法省で上申官となった。1904年に、司法省部長、1907年に、ベルリン高裁の長官。1908年に、プロテスタントのラント教会の法律顧問、1909/17年に、ライヒ司法部長、1922年に、プロテスタント連盟の会長 (Vorsitzender evangelischer Bund) となった。

第一次世界大戦後は、司法部長としての作業は、戦時法の整備に限定された。しかも、1917年のミハエリスの首相就任に伴い、解任された。新首相のミハエリスは、ライヒ議会の要求に従い、政府の議会化・政党化のために、プロイセンの下院の副議長のクラウゼを司法部長に任命したからである。したがって、2人がともに政府の首脳として働く機会はなかった。司法官僚出身の最後の司法部長となった。政治経験のない点では、ミハエリスと同様であった。

54) Vgl. Bußmann, Bosse, Robert, NDB 2 (1955), S.484; Kuhn, Deutsche Justizminister 1877-1977, 1977, S.44; Jakobs und Schubert, Die Beratung des BGB 1978, S.93f.

55) Vgl. GND: 13695121X; Kuhn, a.a.O., S.46; Jakobs und Schubert, Die Beratung des BGB 1978, S.99f.

おおむね順調な経歴の持主である。司法官僚出身の最後の司法部長であり、次のクラウゼは、戦時中の任命であり、むしろ政治家であった。著作に、Verordnungen über die Verhütung eines die gesetzliche Freiheit und Ordnung gefährdenen Missbrauchs der Versammlungs- und Vereinigungsfreiheit, 1875がある⁵⁶⁾。

⑧クラウゼ (Paul (Georg Christoph) Krause, 1852.4.4-1923.12.17) は、最後のライヒ司法部長である。1852年に、西プロイセンのKarbow/Kreis Strاسبurgで生まれた。父は農場主であった。ライプツヒ、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法律学を学び、ゲッチンゲン大学で学位をえた。1880年に、弁護士となった(ケーニヒスベルクとベルリン)。1889/97年に、プロイセンの下院議員(自由国民党)、1890年に、プロイセンの税制改革作業に加わった。1896/17年に、下院の副議長、1900年に、ベルリンの弁護士会の委員、1902/09年に、ドイツ弁護士協会(DAV)の理事、1905/17年に、ベルリン弁護士会の会長、ドイツ弁護士会連合の創始者(Vereinigung deutscher Anwaltskammervorstände)、1913年に、貴族に列せられた。1917/19年に、ライヒ司法部長となり、1919年に、ラント制憲議会の議員(deutsche VP)、1921/23年に、プロイセンのラント下院議員となったが、1923年に、ベルリンで亡くなった。著書に、Kommentar zum preußischen Einkommensteuergesetz vom 24. 06. 1891がある⁵⁷⁾。

⑨ Landsbergについても、①の文献133頁参照。ワイマール共和国の最初のライヒ司法大臣である⁵⁸⁾。

56) Vgl. GND: 11767608X; Kuhn, a.a.O., S.59f.

57) Vgl. Luckemeyer, Krause, Paul von NDB 12 (1979), S.708f.; Kuhn, a.a.O., S.52.

58) Vgl. Abmeier, Landsberg, Otto, NDB 13 (1982), S.514f.; Kuhn, a.a.O., S.59f.

お雇い外国人(おもに法律、司法関係) 関係図

(生年、かっこ内は訪日年である。ハイフン後の数字は死亡年である。)

